

平生町告示第35号

平成28年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年8月23日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成28年9月5日
 - 2 場 所 平生町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

長岡 浩君	中本 敦子さん
松本 武士君	村中 仁司君
中川 裕之君	河藤 泰明君
渕上 正博君	細田留美子さん
平岡 正一君	河内山宏充君
岩本ひろ子さん	福田 洋明君

○応招しなかった議員

平成28年 第4回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成28年9月5日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成28年9月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 委員長報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第3号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第4号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第5号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第6号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 認定第1号 平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成27年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成27年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 認定第9号 平成27年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 報告第1号 平成27年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第2号 平成27年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第3号 平成27年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第4号 平成27年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第5号 平成27年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第6号 平成27年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第7号 平成27年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第8号 平成27年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第9号 平成27年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第10号 平成27年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第32 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第33 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 委員長報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第3号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第4号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第5号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第6号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 認定第1号 平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第13 認定第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成27年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成27年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 平成27年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 報告第1号 平成27年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第2号 平成27年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第3号 平成27年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第4号 平成27年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第5号 平成27年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第6号 平成27年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第7号 平成27年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第8号 平成27年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第9号 平成27年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第10号 平成27年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第32 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

出席議員（12名）

1番 長岡 浩君	2番 中本 敦子さん
3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 渕上 正博君	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 村井 泰行君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山田 健一君	副町長 ……………	吉賀 康宏君
教育長 ……………	新田 保弘君	会計管理者 ……………	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			羽山 敦紀君
総合政策課長 ……………	藤田 衛君	町民課長 ……………	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長 ……………			兼末 仁君
健康福祉課長 ……………			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長 ……………			藤山 一人君
建設課長 ……………	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長 ……………	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長 ……………			角田 光弘君
社会教育課長 ……………			岡村 茂樹君
総合政策課長補佐 ……………			池田 真治君

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、

これより平成28年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において松本武士議員、村中仁司議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、地方自治法第235条の
2第3項の規定による平成28年8月実施の例月出納検査の結果報告、議員派遣の報告、並びに
地方自治法第121条第1項の規定による今定例会における議案等の説明のため出席を求めた者
及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配布した文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 委員長報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、委員長報告を行います。

平成28年6月定例会で総務厚生常任委員会に付託した地方自治法第98条第1項の規定に
基づく事務検査に関する結果報告をお願いします。河藤委員長。

○総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の事務検査結果の報告を申し上げ
ます。

6月定例会におきまして本委員会に付託されました事務検査について、お手元に配布いたしま
した報告書に記載のとおり、委員会を開催し事務検査を行いました。

検査事項は、地方交付税の算定に関する事項、予算編成に関する事項、組織・機構の見直しに関する事項、職員の職務遂行能力の向上に関する事項です。検査日時は7月22日、8月18日及び23日です。

検査方法は執行部から提出を受けた資料及び書類の説明を求め、質疑を行いました。提出された資料及び書類は報告書に記載のとおりです。

今回検査対象となった3案件のうち、過去の2案件は議会においても決算認定済みであることから検査することは適当ではないとの意見もありましたが、3案件とも同一課における事務処理に端を発していることを重視し、資料提出及び説明を求めたものです。

検査の結果、過去の2案件を起こした執行部の事務遂行体制・体質は、今回の普通交付税算定における錯誤の遠因になったことと判断しますが、前述のとおり決算認定済みであることから、詳細な報告は省略いたします。

次に今回、地方自治法に基づく検査権行使の発端となりました、平成27年度普通交付税算定における錯誤案件の検査結果として考えられる原因及び背景を報告いたします。

原因としては、事務処理の大半が電子化されたことにより、担当者以外のチェックが入りにくくなっているため、入力ミスに気づけなかった。その後、担当者が入力ミスに気づき訂正はしたものの、問題となった数値は交付税算定に用いられる基礎数値であることを認識していなかったため、訂正したことを財政主管課に報告していなかった。その背景として、当該職員以外の職員も含め、所管業務の中で扱う数字の重要性についての認識が不足していた。また、担当が変わった場合の引き継ぎが的確に行われていなかったことがあります。

内容が違うとはいえ、数年のうちに同一課で大きな事務処理ミスが続く事態は深刻です。その間、人事異動により管理職員や担当者が変わっていることを考えれば、問題は健康福祉課だけでなく、そうした事態を生む土壌が全庁的に潜在していると断じざるを得ません。その都度講じてきたとされる再発防止策についても、具体的にどのような策がとられたのか、その効果はどうであったのかを理解するに足る資料の提出はなく、その場限りの対応にとどまっているように感じました。

以上で、総務厚生常任委員会の事務検査報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第5、行政報告に入ります。

町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

ただいまは、総務厚生常任委員長から委員長報告がございました。地方自治法第98条第1項による事務検査につきまして、私のほうからも町長として、改めておわびとお礼を申し上げさせていたきたいと思えます。

平成21年度の介護給付費財政調整交付金の過少交付、平成26年度の保育所運営費法人保育委託料の増額補正、そして今回27年度の普通交付税算定における錯誤につきましては、同一の課において発生した事務処理のミスでありまして、改めておわびを申し上げます。

過去2回の事務処理ミスが発生しました際には、それぞれ対策を講じてまいったところではございますけれども、このたびの交付税算定にかかわります基礎数値の報告ミスが判明したことを受け、議員の皆さんに対しまして経過報告等をさせていただき、事務検査に対しまして資料提出や報告においても真摯に対応させていただいたところでございます。

この間、総務厚生常任委員会の議員の皆さんを初め、議員の皆様には熱心に審査をいただき、誠にありがとうございました。

今後におきましては、これまでの経過を踏まえ、ヒューマンエラーに係る事務処理ミスをなくすべく、組織を挙げて努力をしまいる所存でございます。

その方策として、次のことに取り組んでまいります。

従来から、全職員それぞれ担当事務事業の引き継ぎを整理をし、また課長へも引き継ぎ内容を提出をし、情報の共有を図ってきたところでありますが、この引き継ぎの内容に加え、今までの事務処理ミスやミスを起こした内容等について、文書で残し引き継ぐことを徹底するように指示をしていきたいと思っております。

また今回、全課で事務処理ミス防止対策についてまとめてもらいました。これを課内で全職員に徹底してまいります。

あわせて、職員の人材育成を初め、人事評価、機構改革による職場環境づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

その過程におきましては、あくまでも住民の目線というものをしっかり受けとめて、住民の信頼を損なうことがないように、取り組みをしまりたいと考えているところであります。

以上、おわびとお礼を申し上げさせていただきました。

さて、この夏はほぼ例年どおりの梅雨入りと梅雨明けでありましたが、その後は連日のように

猛暑が続き、山口県におきましても、8月の猛暑日の日数が過去最多を更新した場所があるなど、厳しい暑さに見舞われたところでもあります。ここにきて、ようやく秋らしさが感じられるようになってまいりました。

ことしは、台風の発生が遅く、1号が発生したのは7月6日でありました。その後、8月の下旬には、9、10、11号と立て続けに台風が発生しました。特に10号におきましては、19日に日本の南海上で発生して以来、奇妙な進路をたどり東北、北海道地方にも大きな爪痕を残したところでもあります。

気象庁によりますと、8月に上陸した台風の数が4個となったのは、1962年8月の記録と並ぶとのことでもあります。9月に入りまして早々と、今度は台風12号が九州の西を北上、当地方に接近をしてみまいりました。一定の警戒態勢をしいて対応をしてみまいりましたが、今の所大きな影響はない模様でございます。

台風シーズンはまだ続きます。町としましても、さまざまな災害の発生を想定して、常に危機管理意識を持って、災害に備えてまいりたいと考えております。

秋は、「実りの秋」、「文化・芸術の秋」、「読書の秋」、「スポーツの秋」、「行楽の秋」、そして「食欲の秋」と枕詞の多い季節でもあります。町内の田んぼでは、これから本格的に黄金色に実った稲の刈り取りを迎えます。

また、第31回夏季オリンピック・リオデジャネイロ大会では、日本は過去最高のメダル獲得数となり、山口県ゆかりの選手の活躍もあって、盛り上がりを見せた大会となりました。この7日からは、今度はパラリンピックが開催されます。選手の活躍に期待し、大きな声援を送りたいと思います。

そのさなか、定められました平成28年第4回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず 全員の御出席を賜り、誠にありがとうございました。

行政報告に入ります前に、少し国の概算要求について触れてみたいと思います。

国の各省庁の来年度の概算要求が先月31日に締め切られました。一般会計の要求総額は101兆を超え、要求額としては3年連続して100兆を超えるものとなっています。

国と地方の基礎的財政収支、プライマリーバランスを20年度に黒字化するという財政健全化の目標の達成を目指す経済・財政計画の実現には、経済成長による税収増と同時に、歳出抑制を着実に進めることが欠かせないものとなっております。

財務省はこれから年末にかけて4兆円程度の圧縮を目安として、査定作業に入るとのことです。

一方、地方財政に関しては、地方が自由に使える一般財源の総額を「18年度まで、15年度

地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との地方との約束が明記をされており、また、まち・ひと・しごと創生への取り組みや地方の厳しい財政状況に鑑み、大幅な削減は行わず財源確保に努めるという姿勢が示されています。

また地方交付税の概算要求額は、出口ベースでは4.4%の減、15兆9,588億円とされており、一般会計からの繰入額である入口ベースでは、4.7%増の15兆8,751億円となるものであります。

いずれにいたしましても、国の借金が1,000兆円を超えている中、今後、財政再建と経済成長の課題をどう対処していくのか、地方自治体としても引き続き、国の動向をしっかりと注視しながら適切に対処してまいりたいと考えております。

これから各省庁の本格的な予算折衝が行われますが、これまでも全国町村会、地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところであります。

特に地方交付税は、地方自治体にとっても固有の確保されるべき財源であります。今後の行財政運営に支障をきたさないように、財源の確保に向けて、私といたしましても、今後いろいろな機会を捉え、議会の皆様と一緒に、精一杯、町の声や地方の声を国や県に上げていきたいと考えておりますので、引き続き御指導、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これから6月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、行政報告として申し上げます。6月下旬から7月にかけての大雨対策の件、並びに7月10日に実施をされました参議院議員通常選挙の内容につきましては、先の7月22日開催の臨時会におきまして報告させていただきましたので、このたびは省略をさせていただきます。

そこでまずは、協働のまちづくりについてであります。

協働のまちづくりに向けた、コミュニティ協議会の取り組み状況につきましては、6つの協議会において、それぞれ初めての主催となります敬老会が、6地区において、9月17日から19日にかけて開催をされます。

これまでは、大字単位での開催でありましたけれども、各地区ごとに開催されることになり、よりきめ細かな対応ができるものと期待をいたしておるところであります。

コミュニティ協議会の皆様には、心から敬意を表します。この敬老会は初めての主催ということもあり、なかなか大変であろうと思いますが、町としても、協働のまちづくりの一環として、できるだけお手伝いをさせていただき、スムーズに移行・運営していただければと考えております。

また、既に考え方を申し上げますように、現在の公民館等をコミュニティ協議会みずからが運営できるように移行していくための第1歩として、来年度から公民館等の名称を、新

たに地域交流センター、仮称であります但名称変更をしたいと考えております。今月上旬には、6つのコミュニティ協議会の役員の皆さんと意見交換を行う予定といたしております。引き続き協働のまちづくりに向けて着実な取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、佐賀地区防災訓練についてであります。

平成28年度地域ぐるみ防災推進事業が、県の主催によりまして県内3地区で開催されました。平生町を含む県内3市町の学校において実施をされたものであります。

平生町では、佐賀小学校を主会場として、8月27日の土曜から28日の日曜日の午前中にかけて、佐賀地区の小学生や中学生を中心として宿泊訓練や防災訓練等を実施する、佐賀地域ぐるみの防災キャンプが実施をされました。

今年度は、この機会を生かして佐賀地区における地域ぐるみの防災訓練を、佐賀地区の自治会に呼びかけて28日の午前中に実施をいたしました。

災害の想定といたしましては、午前7時に南海トラフ地震、それに伴う大津波が発生したものとし、あらかじめ決められた田名児童館、佐賀小学校、尾国農村広場の3カ所に避難をしてもらい、地元消防団によるミニ講習会を開催をいたしました。

その後、佐賀小学校において、心肺蘇生法、初期消火訓練、簡易担架・車いす体験の3つのグループに分かれての体験型訓練を実施をし、防災意識の高揚に努めたところであります。

この中で、避難訓練につきましては、それぞれの指定した避難場所には、当初の参加を予定しておりました人数の倍以上となる300人近い参加者がありました。また、参加体験型訓練では、子供たちを含めた約80人が、体験型の訓練に参加し、防災に対する意識が高まったものと感じております。以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、教育行政に関する報告を新田教育長に求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） おはようございます。

それでは、6月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について、1点御報告申し上げます。町長からもございましたけども、佐賀地域ぐるみの防災キャンプについてでございます。特に教育部門について御説明を主として報告させていただきます。地域ぐるみの防災推進事業として大規模災害の発生に備え、学校・保護者・地域・関係機関が地域ぐるみで連携し、防災管理面についての意識や能力を一層強化すると共に、児童・生徒が主体的に防災・減災に取り組む姿勢を醸成して、災害発生時の児童・生徒の安全確保と他の人々や地域の安全に貢献できる力を育成することを目的に、文部科学省の委託事業を山口県教育委員会が受託し、今年度は美祢市、下松市、平生町において事業を行ったところでございます。本町においては、先月8月27、28日の2日間、佐賀小学校を会場に佐賀小学校の3年生以上の児童及び佐賀地区の平生中の生

徒のうち希望者及び保護者、教職員、教育委員会関係者等が参加しました。

1日目は山口県学校防災アドバイザーによる地震・津波災害の講話、避難生活ルール作りのグループワーク、備蓄食料による夕食、自衛隊員による災害現場の体験談の講話、段ボールによる寝床づくり、水道企業団による給水訓練への参加、そして体育館での避難所生活を想定した宿泊体験を行いました。

2日目は、当日行われた佐賀地区防災訓練へのグループごとの体験活動参加、保護者への児童の引き渡し訓練を行ったところでございます。

このたびのキャンプは児童・生徒みずからが安全に行動することはもとより、他の人や社会に貢献できる心と実践力を身につけるための意欲づけになったと考えております。以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

----- . ----- . -----

日程第6. 議案第1号

日程第7. 議案第2号

日程第8. 議案第3号

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

日程第11. 議案第6号

日程第12. 認定第1号

日程第13. 認定第2号

日程第14. 認定第3号

日程第15. 認定第4号

日程第16. 認定第5号

日程第17. 認定第6号

日程第18. 認定第7号

日程第19. 認定第8号

日程第20. 認定第9号

日程第21. 報告第1号

日程第22. 報告第2号

日程第23. 報告第3号

日程第24. 報告第4号

日程第25. 報告第5号

日程第26. 報告第6号

日程第27. 報告第7号

日程第28. 報告第8号

日程第29. 報告第9号

日程第30. 報告第10号

日程第31. 報告第11号

○議長（福田 洋明君） 日程第6、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から日程第11、議案第6号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第12、認定第1号平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第20、認定第9号平成27年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明並びに日程第21、報告第1号平成27年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から日程第31、報告第11号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までを求めます。

山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたします、予算4件、条例2件、認定9件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算でございます。

今回の補正額は2億7,186万2,000円を追加いたしまして、予算総額は51億5,186万2,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては11ページからであります。

一般管理費では、事務補助員の賃金において、人事異動等に対応するため当初見込んでおりました臨時職員分について、臨時職員を配置する所管ごとにおいて計上することとしたことなどから減額をするものであります。

財務財産管理費では、平成27年度決算に伴い繰越金を計上いたしますことから、地方財政法の規定によるものなど、今後の財政需要にも対応するため、財政基金への積立金を計上いたしております。

税務総務費では、町税還付金につきまして、今後の町税還付金必要額を見込み、追加計上するものでございます。

12ページにかけましての賦課徴収費では、後ほどの条例改正議案に伴うものでありますが、

平成29年度から固定資産税前納報奨金制度を廃止することにつきまして、納税者への周知、プログラム改修など、所要の経費を計上いたしております。また、法改正による延滞金計算期間の見直しに伴います、課税プログラムの変更の経費を計上いたしております。

13ページの社会福祉総務費では、非常時における避難行動する情報源として、要支援者の名簿の活用が挙げられておりますが、情報提供には本人の同意を得る必要性があることから、町から文書を郵送し、同意を得たうえで非常時の避難体制に備えたいと考えており、郵送に要する経費を計上いたしております。

また、繰出金であります。普通交付税の確定によりまして、国民健康保険事業における財政安定化支援事業費に係る措置額を追加計上いたすものであります。

障害者福祉費では、更生医療給付費につきましては、所要額を追加いたすものであります。また、平成27年度の障害者自立支援事業費の精算に伴う国・県への返還金を計上いたしております。

臨時福祉給付金事業費では、27年度決算に伴う事務費の精算額を充当してシステム改修等の必要な追加経費を計上しており、給付金につきましては、精算をして国へ返還をするものであります。

14ページの児童福祉総務費では、多子世帯・ひとり親世帯における保育料の軽減対策として、所得の制限はありますが、年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償化することを実施するものであり、システム改修に係る所要額を計上いたしております。

保育所運営費では、佐賀保育園における保育士の賃金を計上いたしております。

また、償還金では、27年度精算に伴う国庫負担金、県負担金の保育給付費に係る返還金を計上いたしております。

返還金が多額となっておりますが、その理由は法改正による新たな子ども子育て支援制度が27年度から始め、当初の予算編成では町の保育単価によって保育料を算定しておりましたが、精算では国の示した保育単価で算定することになり、その詳細な通知が遅れたことによるものであります。

なお町は、国の保育単価より二、三割低い保育単価を設定しているため、国が示した保育単価とは多額の差額が生じたものであります。

保健衛生総務費では、周産期医師緊急確保支援として徳山中央病院と、大和病院から周東病院に派遣される医師に対して、実施経費の一部を助成するものであります。県の制度を活用し、関係する柳井医療圏1市4町で取り組むものであります。

予防費では、生後1歳になるまでの間、B型肝炎ワクチンの乳幼児予防接種にかかる必要な経費を計上いたしております。

15ページの土地改良事業費では、佐合島集落道を整備する工事請負費を追加計上いたしており、その財源として県補助金の離島の定住・交流サポート事業を活用していくことといたしております。

負担金では、農免農道整備事業における負担金額の補正を行うものであります。曾根地区において、イノシシによってのり面が被害を受け県との協議の上、道路引き渡し前であることから、整備事業費を増額してのり面復旧等を施すために必要となる負担金を追加計上いたすものであります。

16ページの漁港建設事業費では、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

小学校費学校管理費では、学校施設・設備の老朽化に伴う修繕料を計上しており、学校施設における児童の安全確保に取り組んでいくことといたしております。

小学校費教育振興費では、当初見込んでおりました特別支援等補助教員が県雇用となり減額補正するものであります。

17ページの幼稚園費では、園長の病気休暇・休職に伴う職員体制の整備のための教諭補助を増員するための所要の額を計上いたすものであります。

図書館費では、人事異動に伴う欠員を事務補助員を増員して対応していることから、これに要する費用を計上いたしております。

保健体育施設費では、使用されていない佐合島のトイレを安全対策面などから解体することとしており、所要の経費を計上いたしております。

18ページの災害復旧事業費では、農業用施設の単独災害復旧費として、復旧に要する修繕料、工事請負費を計上いたしております。

また、土木施設の単独災害復旧費として、復旧に要する修繕料、工事請負費のほか、平生町内の発生であったにもかかわらず、柳井市において実施をされた災害応急工事に要した経費を工事負担金として計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。7ページからでございます。

地方消費税交付金につきましては、27年度決算額や28年度におけるこれまでの交付実績を勘案し追加計上するものであります。

地方特例交付金につきましては、交付金額の確定に伴いまして増額補正をするものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税の確定に伴いまして減額補正をいたすものであります。

減額補正となる最大の要因につきましては、これまでも御報告をしておりますように、平成27年度分の普通交付税について基礎数値の報告の誤りから、過大交付となっており、この過大交付額について平成28年度の普通交付税交付額から錯誤措置により減額調整されることとなっ

たことによるものであります。

8ページの国庫支出金の国庫負担金におきましては、歳出において御説明をいたしました事業に伴います特定財源をそれぞれ計上いたしております。

なお、社会保障・税番号制度システム整備費におきまして、システム整備費における国庫補助金の追加内示がありましたので、所要経費の財源といたすものであります。

9ページにかけての県支出金につきましては、歳出において御説明をいたしました事業に伴います特定財源をそれぞれ増額補正いたすものであります。

なお、総務費県補助金の離島の定住・交流サポート事業につきましては、交付内示を受けましたことから計上するものでありまして、佐合島の集落道整備に充当いたすものであります。

繰越金につきましては、1億7,584万円を追加をいたしまして、総額が2億584万円になるものであります。

10ページの雑入につきましては、主に後期高齢者医療広域連合市町療養給付費負担金における過年度分返還金の計上のほか、山口県市町村振興協会からの地域づくりの推進事業に対して交付されている地域づくり推進事業助成金を計上し、町単独事業となっております未来戦略に伴う継続事業に財源充当することといたしております。

町債では、農免農道整備事業、災害復旧費の事業に伴います特定財源であります。

臨時財政対策債につきましては、発行額の確定によりまして、減額補正をいたすものであります。

前に戻りまして、4ページの第2表地方債補正につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました町債の計上によりまして起債額を変更いたすものであります。

なお、19ページに給与費明細書、20ページに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は、1億5,987万6,000円を追加いたしまして、予算総額は21億4,944万8,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページからでございます。国民健康保険事業特別会計では、平成30年度からの国保広域化により財政運営を県が責任主体として実施するものでありますので、関係準備事業費として必要となるシステム改修費を計上いたしております。

このほか、主な補正内容といたしましては、9ページの諸支出金であります。27年度決算に伴う療養給付費の負担金や特定健診の負担金など、返還金を計上いたしております。

10ページの基金積立金と予備費につきましては、平成27年度の繰越金計上額の2分の1相当額を国保基金へ積み立てて財源調整をした後、残余を今後の療養給付費等の増加に対応するため予備費を増額するものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。国庫支出金につきましては、歳出において御説明をいたしましたシステム改修費の特定財源を計上いたしております。

療養給付費交付金におきましては、過年度分の交付金額を計上いたしております。

繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴います財政安定化支援事業費の増額補正をいたすものであります。

7ページの繰越金につきましては、平成27年度決算に伴います繰越金でございます。

続きまして、議案第3号平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は70万円追加をいたしまして、予算総額は8,759万5,000円となるものでございます。

歳出につきましては、7ページでございます。森の下自治会館を使用される皆さんからの要望により、下水道本管設置工事、公共ます設置工事を実施し、利便性を高め地域の活性化につなげていきたいとの思いから必要経費を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございますが、歳出で説明申し上げました工事経費を一般会計繰入金を充当するものでございます。

続きまして、議案第4号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は3,565万4,000円追加をいたしまして、予算総額13億3,727万7,000円となるものでございます。

歳出につきましては7ページでございますが、精算による余剰金の介護給付費準備基金への積立金と、過年度分の保険料還付金、国庫支出金等の返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございます。支払基金交付金の過年度分精算交付金と、27年度繰越金を計上いたしております。

次に、議案第5号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、固定資産税の前納報奨金制度の廃止及び外国との間の二重課税を排除するため、改正するものであります。

固定資産税の前納報奨金制度の廃止につきましては、第六次行政改革大綱の一環として平成29年度から廃止をさせていただくものであります。

この制度は戦後、混乱をした社会情勢と不安定な経済状況の下で、市町村の財政基盤強化のため、税収の早期確保や納税意識の向上等を目的に全国の自治体で導入をされたものでございます。

が、日本経済の発展に伴って納税環境も変化し、導入時の目的は達成されたこと及び資力の異なる納税者間の公平性の視点から、既に多くの自治体が廃止をしております、現在県内においてもこの制度を実施しているのは、本町のみでございます。

このような状況を踏まえて、本町におきましても、当初の目的達成に加え、行政の簡素・効率化の観点から廃止をさせていただくものであります。

施行日につきましては、平成29年度から発効できるように平成29年4月1日といたします。

なお、これまで早期納税に御協力をいただきました皆さんには、心からお礼を申し上げますとともに、制度廃止への御理解、引き続き納期内納付に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

外国との間の二重課税の排除に係る改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が一部改正されたことによるものであります。

内容といたしましては、同法で指定する外国との二重課税を排除するための措置を講ずるものであります。施行期日は、同法の施行日からといたしております。

続きまして、議案第6号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、先に申し上げました、所得税法等の一部を改正する法律第8条において改正をされる外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正により講じられた措置でありまして、特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める旨の改正を行うものであります。

施行期日は、町税賦課徴収条例と同じく同法の施行日からといたします。

以上をもちまして予算4件、条例2件の提案理由の説明を終わらせていただきましたが、次の平成27年度一般会計ほか8つの特別会計の歳入歳出の決算の内容につきましては、吉賀副町長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

終わりに報告11件でございます。まず、基金に関する報告が10件ございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか9基金の平成27年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づいてそれぞれ報告をさせていただいております。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいた健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。同法律に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わった後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして御議決あるいは御認定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午前9時55分からいたします。

午前9時44分休憩

午前9時55分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

吉賀副町長。

○副町長（吉賀康宏君） おはようございます。

それでは、平成27年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成28年5月31日に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月26日から8月12日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて、直接担当課に説明を求め、日時をかけて審査をされました。

その後、8月24日に監査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるにあたり、その概要を主に決算の附属資料を基に一般会計から順を追って御説明を申し上げたいと思います。

なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成しておりますが、別冊としておりますので、申し添えます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は52億8,460万5,491円、歳出総額は50億6,247万5,807円でありまして、歳入歳出差引額が2億2,212万9,684円となっております。

平成28年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が1,629万円でありますので、実質収支額につきましては2億583万9,684円となるものでございます。

単年度収支につきましては、4,246万4,229円の黒字となっております。

実質単年度収支につきましては、財政基金への積立額が取り崩し額を1億2,315万6,329円上回ったことなどから4年ぶりの黒字となっております。

歳入歳出の前年度対比につきましては、歳入が0.7%の増、歳出が0.4%の減となっております。主な歳入歳出の増減要因といたしまして、歳入におきましては地方消費税交付金と普通交付税の増額交付、大半が繰越事業であり、新たに創設されました地方創生関連の国庫支

出金によるものでございます。歳出につきましては、民間保育園の施設整備補助事業費の終了や継続しての新規借入抑制効果による公債費の減額によるものでございます。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明を申し上げたいと思います。歳入からでございます。決算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

町税につきましては、平成26年度決算額と比較して、個人町民税が1.8%減少、また固定資産税も0.9%の減少、軽自動車税が2.0%の増加となっております。町税全体では2.6%の減少でございます。

10ページの地方消費税交付金につきましては、増税効果の平年度化に伴いまして、交付金額が大幅に増加いたしましたものでございます。

11ページの地方交付税の普通交付税は、地方創生対応として基準財政需要額に人口減少等特別対策事業費が新たに設けられたことなどから、増額となっております。特別交付税は366万1,000円、2.4%増加しております。

14ページの国庫支出金の国庫負担金につきましては、主に障害者福祉サービス費、介護保険事業における低所得者保険料軽減対策分、国民健康保険事業における保険基盤安定等が増額となっており、これは、消費税増税に伴う社会保障制度の充実対応などによるものでございます。前年度との比較では、金額で3,166万9,583円、率では11.0%の増加となっております。

15ページから16ページにかけての国庫補助金につきましては、臨時福祉給付金事業費は給付額の縮小などから減少しておりますが、漁港海岸保全事業費のほか、地域住民生活等交付金、いわゆる地方創生関連交付金の創設などに伴いまして5,158万6,867円、34.3%の増加となっております。

16ページから17ページにかけましての県支出金の県負担金につきましては、主に国民健康保険基盤安定負担金の増加によりまして、2,196万5,518円の増加、11.4%の増加となっております。

次に県補助金でございます。県補助金につきましては、主に民間保育園への施設整備補助金である子育て支援特別対策施設整備事業の終了によりまして、1億2,139万526円、54.2%の大幅な減少となっております。

19ページでございます。19ページの県委託金につきましては、主に選挙関係経費の減少によりまして、163万1,402円、4.1%の減少となっております。

次に20ページの寄附金につきましては、ふるさと納税をされた方へ特産品を贈呈する特典制度の導入によりまして、ふるさと納税額が281万5,000円となりまして、前年度から161万8,000円の増額となっております。特産品を贈呈する効果が表れたものと考えて

おります。今後におきましても特産品振興の観点から、さらなる充実を図り財源確保の一助となればと考えております。

次に繰入金でございます。財政基金からの繰入額が4,586万5,000円、28.4%減少しております。財政基金残高が減少する傾向が続いておりましたことから、基金残高を確保するために繰入金依存体質からの脱却を目指して取り組んだことによるものであります。今後においても引き続き基金依存体質からの脱却を目指していきたいと考えております。

23ページから24ページにかけましての町債につきましては、事業費の増加に伴い漁港海岸保全事業費における借入額は増加しておりますが、町道改良事業費、農免農道整備事業費等は事業費が減少したことなどから町債全体では、6,342万2,000円、14.5%の減少となっております。後年度の負担軽減のため、引き続き新規借入抑制に努めております。

続きまして、歳出にまいります。

25ページでございます。25ページの議会費は総額7,513万134円となっております。主に議員共済組合負担金の増額により、前年度と比較して112万6,770円、1.5%の増加となっております。

次に総務費でございます。総額で10億18万5,847円となっております。前年度と比較して2億3,083万6,839円、30.0%の増となっております。これは主に財政基金への積立金の増加や地方創生関連事業経費の計上が主な要因でございます。

25ページからの一般管理費では、平生町参加と協働のまちづくり条例の具現化に向け、公民館単位等でのコミュニティ協議会設立支援、地域づくり計画となる、夢プランの策定への取り組みなどを支援してまいりました。

27ページからの情報通信費では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、マイナンバーの付番・通知が全国的に行われました。本町におきましても情報連携に必要なシステムの構築作業を進めております。

29ページからの企画振興費では、第四次総合計画の後期期間である28年度からの向こう5年間の取り組みとして、社会情勢の変化や前期基本計画に掲げた目標値の達成状況などの検証を行い、検証結果を踏まえ、目標年度である32年度へ向けた後期基本計画の策定に取り組みました。

また、ふるさと納税の促進対策として、ふるさと納税をされた方へ特産品を贈呈する特典制度を開始し、歳入確保に取り組んでまいりました。

30ページからの財務財産管理費では、新しい公会計制度導入に向けて、固定資産台帳作成に全庁を挙げて取り組み、平成26年度末現在の平生町全体の固定資産台帳を作成いたしました。平成28年度決算から対象となる新たな地方公会計制度への対応のための一歩となるものであ

ります。

31ページの記念式典費では、町政に御尽力をいただいた功労者の功績をたたえとともに、「未来のひらお」の作文やフォトコンテスト、キャッチフレーズを発表させていただき、町制施行60周年の喜びを町民の皆さんと分かち合いました。

次の地域住民生活等緊急支援事業費では、平生町人口ビジョン、平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略の未来戦略のもと、地方創生の事業の取り組みを行いました。

33ページの徴収対策費では、滞納者の滞納処分として、インターネット公売のシステムを活用するなど、滞納額の縮減や税収の確保に努めてまいりました。

33ページから34ページにかけての戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度に関連した通知カード・個人カードの交付事務に取り組んでまいりました。

次の選挙費では、山口県議会議員選挙、町議会議員選挙を実施しております。

36ページの統計調査費では、国勢調査が実施され、指導員、調査員の協力のもと正確かつ円滑に進めてまいりました。速報値では、5年前の前回調査から689人の減少でございます。よって12,802人となっております。人口減少が進んでおるところでございます。

37ページからの民生費では、総額で15億87万6,339円となり、前年度対比では1億4,542万2,961円、8.8%の減少となっております。

子育て支援特別対策施設整備事業の終了、また、臨時福祉給付金事業費の減少が主な要因であります。

37ページの社会福祉総務費では、住民・自助、地域・共助、行政・公助がそれぞれの役割を果たし、諸課題の解決に向けた取り組みとして第二次平生町地域福祉計画を策定したほか、地域住民と日常的なかかわりを持つ民間事業者と平生町における地域見守り活動に関する協定を締結し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりました。

38ページからの老人福祉総務費では、第28回全国健康福祉祭やまぐち大会、ねんりんピックが開催され、本町では囲碁交流大会を実施いたしました。町のPRとおもてなしを通じて平生町を全国に発信することができました。あわせて、第3回平生町健康づくりの集いも開催し、健康に対する意識向上に努めました。

39ページの福祉医療対策費では、福祉医療の支給に要する経費として、経済的負担の緩和を図り、安心して医療を受けられる取り組みを進めてまいりました。また、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成を進めてまいりました。

39ページからの障害者福祉費では、障害者福祉サービス費、障害児給付費において給付費が大きく伸びております。

福祉サービスの上では、サービス利用に相談支援事業が義務付けられ、利用者への制度普及

とニーズ把握に努めてまいりました。

40ページからの臨時福祉給付金事業費では、低所得者の負担緩和のため、1人当たり6,000円の給付を行いました。

41ページからの児童環境づくり推進事業費では、児童クラブ事業の対象者を小学3年生から6年生までに拡充をし、子育て支援の充実を図ってまいりました。

42ページからの保育所運営費では、保護者の保育ニーズに沿った対応に取り組んでまいりました。

また、旧平生保育園施設内の児童発達支援センターの一部を改修し、隣接する1市2町で共同実施する病後児保育の施設整備を進めてまいりました。

44ページの子育て世帯臨時特例給付金事業費では、子育て世帯の負担緩和のため、臨時的な措置として1人当たり3,000円の給付を行いました。

44ページからの衛生費では、総額2億9,463万3,554円で前年度対比では220万2,668円、0.8%の増となっております。

保健衛生総務費では、救急搬送される患者に対する救急医療の安定的な確保に取り組んでまいりました。

45ページからの母子衛生費では、言葉のおくれをもつ乳幼児を対象に言語指導教室を開催しております。幼児の言語発達に不安を抱える保護者の皆さんを支援してまいりました。

46ページの予防費では、予防接種法施行令の改正により、幼児への水痘及び高齢者への肺炎球菌が定期接種となっております。

46ページからの健康づくり推進事業費では、各種検診事業、がん検診の取り組みを進めてまいりました。27年度では新たに前立腺がん検診に係る費用に取り組んでまいりました。

47ページからの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業の補助を行ってまいりました。

48ページの清掃費では、使用済み小型電子機器等の運搬に対する支援を新たに進めてまいりました。

同じく48ページからの労働費では総額884万8,589円でありまして、前年度対比222万6,999円、33.6%の増となっております。

増加の主な要因といたしまして、勤労青少年ホームの空調整備費の増加によるものでございます。

49ページからの農林水産業費では、総額2億7,409万7,114円でありまして、前年度対比3,220万5,758円、13.3%の増となっております。漁港海岸保全事業費の増加が主な要因であります。

50ページの農業振興費では、ジャンボタニシ、ミカンバエなどの防除対策事業に取り組ん

でまいりました。

5 1 ページの土地改良事業費では、危険ため池調査を実施したほか、単独土地改良事業 7 件に取り組んでまいりました。

5 1 ページからのハートピアセンター運営費では、施設の改修として搭屋の外装改修を実施しております。

5 2 ページのひらお特産品センター運営費では、施設の床張替改修を行い、施設維持に取り組んでまいりました。

5 2 ページからの林業総務費では、有害獣防除柵等設置事業による有害獣の防除対策のほか、鳥獣被害防止対策地域活動支援事業に取り組んでまいりました。

5 3 ページの水産業振興費では、アサリ母貝団地保全及びニューフィッシャー確保育成活動の支援に努めてまいりました。

5 4 ページの漁港建設事業費では、施設の長寿命化を図り、更新コストの平準化や縮減を推進する水産物供給基盤機能保全事業に取り組んでまいりました。工事請負費では、小森地区に水門を設置するなど、海岸保全事業に取り組んでまいりました。

5 4 ページからの商工費でございます。総額 1, 868 万 7, 698 円となり、前年度対比 115 万 9, 602 円、6. 6%の増加となっております。

5 5 ページの観光費でございます。4 回目の開催となるひらお産業まつりの定着化に向け、実施主体である実行委員会と連携して、新聞折り込みなどのエリアを拡大し、PR を強化して来場者の増加を試みております。平生町の恒例イベントとして定着化が図れたものと考えております。

このほか、大星山展望台、丸山海浜パーク施設の修繕を実施し、施設維持に努めております。

5 5 ページからの土木費は、総額 4 億 7, 598 万 5, 751 円となりまして、前年度対比 6, 065 万 2, 285 円、11. 3%の減少となっております。減少の主な要因といたしましては、耐震対策緊急促進事業の終了や橋梁調査・補強設計業務委託事業費の減少によるものでございます。

5 6 ページの道路橋梁維持費では、舗装補修等 4 件、橋梁補修 1 件を実施し、道路維持管理に努めてまいりました。

5 7 ページの河川維持改良費では、老朽護岸改良工事 10 件、浚渫工事 2 件の改修事業に取り組んだほか、県事業であります、中川・曾根排水機場の整備事業を進めてまいりました。

次の砂防費でございます。県事業であります、曾根水場地区の急傾斜地における自然災害防止事業に取り組んでまいりました。

5 8 ページの下水道費でございます。単独下水道事業 4 件に取り組んでまいりました。

58ページからの住宅管理費では、町営住宅の維持管理のため、施設の補修に努めてまいりました。

59ページからの消防費は、総額で2億4,951万9,015円となりまして、前年度対比235万3,133円、1.0%の増加となっております。積載車の購入のほか、津波・高潮ハザードマップを作成し、住民への意識啓発に取り組んでまいりました。

60ページからの教育費は、総額4億2,098万6,169円となりまして、前年度対比1,647万2,860円、3.8%の減少となっております。減少の主な要因といたしまして、小中学校や公民館施設における耐震関連事業費の減少によるものでございます。

学校施設の耐震化につきましては、平生小学校の特別教室棟、平生中学校の管理・特別教室棟の耐震補強工事が完了し、27年度末における学校施設の耐震化率は100%となっております。

61ページの事務局費では、学校支援員を増員し、きめ細やかな教育環境整備に努めてまいりました。

62ページの小学校費の学校管理費では、平生小学校特別教室棟耐震補強工事及び佐賀小学校トイレ改修工事を実施しております。

63ページの小学校費の教育振興費では、新教科書に対応した指導書を購入しております。また、佐賀小学校においては、町雇用の補助教員を1名配置して複式学級の設置に伴う不安解消ときめ細やかな教育の推進に取り組んでまいりました。

64ページからの中学校費の学校管理費では、管理・特別教室棟耐震補強工事及びトイレ改修工事を実施しております。

66ページからの幼稚園費では、トイレ改修工事を実施いたしております。

67ページからの社会教育総務費では、世界スカウトジャンボリーが山口県で開催され、地域プログラムで来町された海外のスカウトの皆さんと交流を深めました。

また、河川改修に伴う土手町南蛮樋の移設に係る木材保存処理事業を進めてまいりました。

音楽協会主催の音楽鑑賞会では、第50回の記念鑑賞会に由紀さおり・安田祥子さんをお迎えして、二人の素晴らしいハーモニーを聞く機会を得ました。

68ページからの公民館費では、施設の耐震関連事業費の減額により事業費が減額となっております。また、大野公民館においては、下水道の排水設備工事を実施いたしております。

69ページからの図書館費では、ひらお図書館まつりを新たに開催し、地域に親しまれる図書館を目指してまいりました。また、情報システム改修を行い、利用者へのサービス向上に努めてまいりました。

71ページからの保健体育総務費では、地域スポーツ人口拡大推進事業として、スポーツ人

口の拡大に向けたサッカー教室を開催いたしました。

72ページからの保健体育施設費では、可搬ステージを購入し、施設の利便性を高めることに努めてまいりました。

次に73ページの災害復旧費は総額302万5,080円となりまして、前年度対比1,081万5,120円、78.1%の減額となっております。梅雨時期の豪雨などにより被災いたしました農業用施設災害復旧工事3件を実施いたしております。

73ページからの公債費につきましては、総額で6億2,187万9,661円となりまして、前年度対比5,644万2,300円、8.3%の減少となっております。新規借入抑制効果があらわれたものと考えております。

74ページの諸支出金は、総額で1億1,862万856円となりまして、前年度対比251万1,140円、2.1%の減少となっております。減少の主な要因といたしましては、田布施・平生水道企業団へ飲料水供給施設事業を事業譲渡したことに伴い、繰出金が減少したことによるものでございます。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率が歳入における地方消費税交付金や普通交付税の増収、歳出における公債費の減少などが主な要因で89.2%となり、4.6%減少しております。

また、実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において、地方消費税交付金や、普通交付税の増収、公債費の減少などが要因で15.0%となり、1.2%改善しております。将来負担比率については、168.1%となり、22.0%減少しております。地方債現在高の減少、普通交付税の増収による標準財政規模の増加と、財政基金への積立額の増額による充当可能基金残高の復元が主な要因であります。しかしながら、依然として数値は高く、今後も財政運営に注意を払い各種指標が上昇することのないように最重点課題として取り組むことといたしております。

財政基金の残高は26年度末と比較いたしますと、1億2,315万6,329円の増額となっております。27年度末残高は3億7,022万8,699円となっております。残高の減少傾向によりやく歯どめがかかったものではあります。十分な水準にあるとはいえ、基金依存体質からの脱却を実現する必要があると認識を新たにしているところであります。

財政状況は、4年ぶりに実質単年度収支が黒字となり、ようやく実質的な赤字状態を解消できたところではあります。今後の高齢化の進展などに伴う社会保障関連経費の上昇や人口減少に伴う納税義務者の減少による税収を初めとする一般財源の確保の困難さなど、地方財政を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増すことは避けて通れないと予測され、行財政改革を推し進め、引き続き財政健全化に取り組むことが必要不可欠であると認識しております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。歳入総額は21億1,694万4,430円、歳出総額は20億76万8,545円、歳入歳出差引残額は1億1,617万5,885円でありまして、これにつきましては、28年度へ繰り越すものであります。この要因といたしましては、前期高齢者交付金が平成25年度確定による精算により前年度対比で1億5,094万1,249円増加となったことなどによるものでございます。27年度末における国民健康保険加入被保険者数は、26年度末と比較して121人減少して3,215人となっております。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

6ページの国民健康保険税につきましては、27年度の保険税収入額は前年度と比較いたしますと、現年課税分と滞納繰越分をあわせまして849万9,560円減少して、3億5,151万9,956円となっております。

被保険者数の減少や2割軽減、5割軽減措置の拡充が現年分国民健康保険税の減額につながり、税額が減少したものと考えております。

6ページからの国庫支出金につきましては、国庫負担金の療養給付費等負担金では、5,976万6,446円減少し、1億9,072万7,666円となり、国庫補助金の財政調整交付金では1,799万減少し、8,264万9,000円となっております。国庫支出金全体で前年度と比較して7,414万384円減少し、2億8,678万1,592円の交付を受けております。

7ページからの前期高齢者交付金につきましては、平成25年度確定精算により前年度対比で1億5,094万1,249円の増加となり、繰越金が増加した大きな要因となっております。

8ページの共同事業交付金につきましては、前年度と比較して医療費の増加により1億9,028万1,967円増額の3億7,660万9,621円の交付を受けております。

次に歳出であります。

12ページの保険給付費の一般被保険者療養給付費は1,399万5,280円増額し、10億1,675万1,835円となり、前年度対比では1.4%増加しております。退職被保険者等療養給付費は、被保険者数の減少により、1,363万1,569円減少し、6,212万882円となり、前年度対比では18.0%減少しております。

一般被保険者の高額療養費は、1,435万6,671円増加し、1億5,673万3,552円となり、前年度対比で10.1%の増加となっております。

保険給付費全般では、934万3,004円増加し、12億5,991万5,617円となっております。国民健康保険税は、被保険者数の減少、2割、5割の軽減措置の拡充により減収となると予測されます。今後の給付費の伸びや30年度以降の納付金に対応すべく基金残高を確保する必要があると考えております。

健康づくりに対する意識の向上、重症化を招かない予防事業を推進し、医療費の抑制を図り、国民健康保険の運営健全化に向けた財政基盤の強化に引き続き取り組んでまいります。

次に認定第3号下水道事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は、6億6,333万3,582円、歳出総額は6億6,288万3,582円、歳入歳出差引残額は45万円でありまして、これにつきまして、28年度へ繰り越すものであります。

27年度の管渠整備につきましては、宇佐木地区では上殿、長迫地域、堅ヶ浜地区では堅ヶ浜西地域、大野北地区では喜多地域、曾根地区では向井原、新地、曾根沖地域において実施しております。これにより、27年度末の整備面積は全体では265.5ヘクタールとなっております。普及率は59.1%、下水道接続率は80.3%となっております。

3ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。1億2,272万3,514円となりまして、前年度対比86万8,923円、0.7%の増加となっております。

収納率も上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により、現年度の収納率は99.9%となっております。

国庫支出金は、国庫補助金が4,405万円となりまして、前年度対比1,095万円、19.9%の減少となっております。一般会計繰入金は、0.2%減少して、2億7,063万4,172円となっております。

5ページからの歳出でございますが、下水道管理費につきましては、流域下水道事業維持管理負担金が流入量の実績等により220万8,614円減少しておりますが、依然として大きなウエイトを占めております。

6ページの下水道整備費の工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事など18件の事業を実施しております。

また、流域下水道事業であります田布施川浄化センターの水処理施設増設事業について23年度から工事負担金を支出しております。田布施町と平生町において整備を進めており処理場への流入汚水量が増加してきていることに伴い、汚水処理施設を増設したことに対する負担金であります。27年度に整備が完了いたしております。

6ページの公債費は、依然として3億円を大きく超えるものとなっております。この傾向は

当面は続くと認識しております。公債費の適正な管理に引き続き努めていくことといたしております。

次に、認定第4号水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入歳出とも8万7,269円でございます。処理場の土地借上料の支出のみを本会計で実施しております。

なお、本事業につきましては、平成20年度以降休止状態が続いておりましたが、事業再開の見通しがつかないため、平成27年度をもって特別会計を廃止いたしております。

次に、認定第5号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入歳出とも8,595万2,138円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。前年度対比では3.2%の減少となっております。

処理区域面積は106ヘクタール、水洗化世帯数は415世帯となり、下水道接続率は70.8%となっております。

今後は、処理区域内人口の減少により流入量も減少することが予想され、処理施設の維持管理費の確保が大きな課題となります。引き続き、水洗化の促進に取り組み、財源確保の点からも使用料収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

3ページからの使用料につきましては、1,559万7,443円となりまして、前年度対比9万5,392円、0.6%の増加となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、5,165万4,695円となりまして、前年度対比325万1,332円、5.9%の減額となっております。

5ページからの歳出につきましては、公共ます設置工事や舗装補修事業費の減額などにより工事請負費が減額となっております。

公債費では、引き続き公債費の適正な管理に努めていきたいと思っております。

続きまして、認定第6号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入歳出総額とも2,611万3,216円となっております。実質収支額もゼロとなるものであります。介護認定審査会は毎週2回の開催を基本としており、総開催回数は79回で、審査判定件数は2,269件で前年度と比較して16件増加しております。

3ページの歳入につきましては、審査会の構成町であります、田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金により審査会事業を運営しております。

4ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。運営業務につきましては、前年度と内容に変更点はありません。

続きまして、認定第7号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は12億9,757万5,311円、歳出総額が12億6,445万1,378円となりまして、歳入歳出差引残高は3,312万3,933円を28年度へ繰り越すものでございます。

高齢者数の増加により、27年度末の第1号被保険者数は4,438人で前年度と比較して79人増加しております。

5ページからの歳入につきましては、介護給付費に要する財源として国庫負担金や支払基金交付金を受けております。

7ページの介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の伸びに対応する財源として繰り入れております。

9ページから10ページにかけての保険給付費につきましては、給付費総額が11億8,586万9,547円となりまして、前年度と比較して164万7,264円、0.1%の減額となっております。減額の主な要因といたしまして、介護保険法の改正に伴い、所得を勘案して個人負担がふえたことなどにより給付費が減額となるものであります。

要介護者に対する給付であります介護サービス等諸費では10億5,928万8,161円となりまして、前年度と比較して626万59円の増額となっております。

要支援者に対する給付であります介護予防サービス等諸費では4,496万35円となりまして、前年度と比較して568万8,573円の減額となっております。

27年度末の高齢化率は36.0%となっており、一人でも多くの高齢者の皆さんがふるさと平生町で元気な長寿社会を送れるよう介護予防の取り組みに努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第8号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入・歳出総額とも2億223万1,083円となりまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

3ページからの歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億3,934万7,186円となり、歳入決算総額全体の68.9%を占めており、収納率は現年度分で99.7%であります。

5ページからの歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で1億9,259万6,139円となっております。歳出決算額全体の95.2%を占めております。

次に、認定第9号飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出総額とも41万1,965円でありまして、実質収支もゼロとなっております。

3ページの歳入の主なものは、施設使用料、一般会計繰入金の財源により構成されています。

4ページの歳出の主なものは、田布施・平生水道企業団への水道料金計算業務に要する支出であります。本事業につきましては、平成27年5月末に特別会計を廃止し、田布施・平生水道企業団へ事業譲渡を行い、上水道事業の一本化を図っております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の財産に関する調書、27年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に、御審議を賜りますよう、お願いを申し上げまして、決算報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第32. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第32、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家の活用についての質問をいたします。

国土交通省は、低所得者向けの住宅に空き家を活用し家賃の一部を補助する方針を固めたと新聞報道をされております。これについては、公営住宅を十分に供給できないため、都道府県ごとに一定の基準を満たす空き家を登録し入居希望者に仲介する仕組みを来年度につくるとしております。

また、低所得者の住宅環境の改善と空き家の減少を目指すとしております。国交省によりまずと、新制度において空き家の所有者が空き家を都道府県の窓口に申請し、各自治体が耐震性などデータベースに登録をする。入居希望者は自治体に申請をし、データベースから空き家物件を探し所有者と賃貸契約を結ぶとしております。また、家賃は周辺より安くし、自治体は所有者の家賃の一部を補助をする、所有者へのリフォーム代を補助することも検討をしております。

当町においても、雇用促進住宅からの退去に向けて中村団地の補修による住宅の確保について、私が3月議会で質問をさせていただきましたが、そのときの町長答弁を見ますと、空き家の活用も含めて町内に住み続けていただけるような方法も考えていかなければならない、こう答弁をされております。当町の空き家数は、2015年度決算附属資料を見ますと688戸となっております。

ます。全てが活用できるわけではありませんが、空き家の活用については当町で考えてみるといういろいろプラスになるのではないかと考えられます。町営住宅を新たにつくるより空き家を活用したほうが当町の負担は軽くなり、また空き家の解消にもつながってくると考えられます。

もう一点、当町の人口推移を見ますと1年間に140人近く減少し、ことしの3月末時点では1万2,500人を切っております。この人口減を食いとめるための方針の一つだと考えられますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

また、空き家対策についての計画があれば、その計画についてもお伺いしておきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 空き家対策の活用についてということで、空き家を町営住宅として活用できないかという今御指摘と、空き家そのものの活用によって町の住宅の確保と同時に人口定住につなげていけないかという、今御質問をいただきました。

御指摘のように、国においても、今820万戸ぐらい全国で空き家があって、これがどんどんふえておるといふ状況でございまして、国交省もいわゆる公営住宅に準ずる準公営住宅という形で活用していつて、低所得者、あるいはまた高齢者、子育て世帯、こういったところに家賃補助をして貸し出す制度を、今、来年度策定する予定で取り組みを進めておるといふふうにお伺いをいたしております。

町としても、先ほどもお話がありましたように、本町で安心をして暮らしていけるような、住み続けていただけるような体制に向けて、空き家バンクの活用等々、今対策を取っておりますけれども、住宅につきましては、これはこれでまた本町としていわゆる住宅困窮者への対策としてこれまで平生町の公営住宅等長寿命化計画、そういうのを町としては平成25年度に策定をいたしております、これはいわゆる老朽化した木造の隅田住宅について、これを用途廃止をして、解体をして、そこに新規建てかえをしていくという青写真になっておるわけでありまして、ただ、そうはいいまして、今お話がありましたように、こういった空き家の具体的な活用策というのがある程度明確になってくれば、活用が可能な空き家については、そういったどちらかのその効用といいますか、費用対効果等も含めて検討をしながら、改めてこうした計画については見直しも含めて検討していかなければいけないというふうにご考慮しております。十分その辺の動きも情報をしっかりキャッチをしながら町としても適切に対応していきたいというふうにご考慮しております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 計画については、今の計画から考え直してもいいと、こういう答弁でございました。

これ少しちょっと視点を変えてみますと、空き家については、空き家が多くなればなるほどその地域の治安悪化にもつながってくると思うんです。つい先日のこと、空き家の近くでぼやがあったとも聞いております。このようなことがないように、これ早急に対策を立てていくべきだと私は思います。この点についての考え方はどのように考えておられますか。また、先ほども申し上げましたが、計画を、特に早急に計画を立てていただく、これについてはどのようにお考えでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今の空き家に関連をして、いわゆる特定空き家の関係になってくると思いますので、町民課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

○町民課長（石杉 功作君） 今年度の予算、当初予算でも計上してますように、空き家対策協議会を開催する予定になっております。今年度の下半期に司法書士とか弁護士、あとは土地家屋調査士と県の職員、担当職員を入れて協議会を開催しまして、一応空き家のデータベースは既にできておりますので、それをもとに特定空き家をピックアップして、そこで契約内容を図っていつて策定をする予定でございます。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） 今の町民課長の答弁で、特定空き家については早急に計画を立てていくと、こういうことでございますので、ぜひこの計画を進めていっていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。次は国民健康保険税の引き下げはということで質問をさせていただきます。

政府は国民健康保険税の低所得者の保険者対策として、2015年度から約1,700億円の財政措置を行っています。当町では約1,600万円程度と聞いております。厚労省はこれについて被保険者の保険料負担の軽減やその伸びが抑制が可能となると、また被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果があるとしております。

当町においては、この支援金の活用については、7割、5割、2割の減免措置費用に繰り入れていると説明がありました。この活用についてはそれなりの意義があったと思いますが、しかし、当町においては2014年度からの国民健康保険税を大幅値上げをされております。

このような状況の中で、今回の補正予算を見ますと、国民健康保険の繰越額は1億1,617万円となっております。今年度については医療費の増減によりまだわかりませんが、医療費も減少傾向にあるように聞いております。このままいくと繰越額はますますふえていくのではないかと考えられます。

また、今年度の予算書を見ますと、国民健康被保険者は3,080人となっております。この点から見ますと国民健康保険税1万円ぐらいの引き下げは可能ではないかと考えられます。県下でも異常に高い当町の国民健康保険税、少しでも安くこの国保税の引き下げについては町民の多くの皆様方の要求でもございます。町長の前向きな答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 国民健康保険の税率の引き下げをということで、今財政措置に伴う本町の状況について質問がございました。

平成27年度において1,700億円投入ということで、低所得者への軽減対策を実施いたしました。1,700億円は、これは全部国費ではありませんので、国が50%、県、市町村で25%ずつという負担割合になっておりまして、27年度では、今もお話がありましたように、保険者支援制度を拡充をして応能分の7割軽減を15%、5割軽減を14%、2割軽減を新たにこれは設定をして13%として軽減対策を拡充しております。厚労省のいわゆる試算でそのまま1,700億円を3,500万の被保険者で割ると、平均5,000円財政改善効果があると言われていたところでございます。平生町の場合は、保険基盤の安定の国庫負担金の支援金分について、平成26年度と27年度、これを比較をいたしますと、支援金全体でいいますと約2,600万円の基盤安定の繰入金が増加をしておるという状況でございます。内容につきましては、町民課長のほうから後ほど説明をいたしますけれども、保険税の今の調定額、これについても平成26年度と27年、それから27年度実績と、これもさっきの決算とも関連をしますけど、28年度の当初、だんだんこの幅が減ってきておりますので、この辺も後ほど説明をさせていただきますけれども、税収そのものも当初から比較をしますと伸び率が縮まってきておるという状況でございます。それに今後の医療費の動向等もあるわけでございますけれども、いずれにしても今国保のこの保険税に絡む問題につきましては、御承知のように平成30年度に県制度に移管をしていくというふうになっておりますから、来年度にはいずれにしても新たな特別会計の予算を策定をしなければいけないということになってきてまして、この今10月以降、今年度の10月以降に県へ納める納付金が、恐らく試算額が示されるであろうというふうに思っております。この辺も見ていきながら平生町の位置がどのあたりになってくるのかということも十分判断をしていきたいと思っております。そういうものを総合的にもろもろ判断をして、来年度には、いずれにしてもそういう形で新制度に向けての体制を組んでいかなければいけませんから、その時点で改めて、今ありました県の納付金をベースにしながら見直しを図れば、この時点で見直しを図っていくことになっていくだろうというふうに思っております。しっかりこの国保につきましては、かなり本町でも綱渡りの運営をしまいいりまして、今本当に厳しい現状が続いてまいりました。しっかりと安定的に事業が運営できるように財源を確保していかなければいけない

ということを、改めて今痛感をいたしております。したがって、そういうことを踏まえてこれからの対応をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

○町民課長（石杉 功作君） 先ほどございましたように、まず基盤安定でございます。特に27年度は支援金部分、要は所得割部分の軽減を拡充させているというのが、国の方針でございます。先ほど淵上議員さんが言われたように、国と県の部分で約1,600万円ほど効果があると。当然ながら町分もありますので、支援金部分だけで約2,300万円程度繰入金が入っています。町の負担分入れているものでございます。その関係で、当然ながら軽減者がふえるとなると、調定額もおのずから落ちてくると。そうしますと、26年度と27年度の調定額で現年分の一般被保険者で1,561万1,000円調定が落ちます。退職部分につきましては、これ被保険者の減少分も大きいわけですが、576万4,000円調定が落ちております。さらに、27年度の確定調定額と28年度の確定した調定額が全体で1,928万8,000円ほど減少しているということでございます。これも28年度においても同じような軽減拡充策をしておられる関係と、被保険者数の減少も含めて調定が落ちてきておりまして、例えばこのままやっつけましますと、例えば25年度赤字決算を打ったときの決算額の現年度分の一般退職の増額が5,700万円ほどふえていました。ただ27年度決算で見ますと、25年度と比較しますと4,000万円に縮小しております。当然ながら軽減対象者がふえていることで増額部分が縮まってきている現象があります。

例えば1万円単純に計算して、被保険者数で1万円を落としていって、今年度の調定減含めると約4,900万円税収が落ちてきます。そうすると、そこから27年度の決算額からその落ちた4,900万円を落とすと2億8,000万円になります。2億8,000万円となると、25年度で赤字決算を打ったときの一般被保険者と退職被保険者の現年分で2億8,900万円でございますので、その分だけ落とすと逆に900万円マイナスということになってまいります。そういう観点もございまして、先ほど町長が言われましたように、まだ30年度の県への納付額というものがこの10月以降に試算額が示されるということでございまして、現時点では下げるか上げるかという判断材料がないという状況でございますので、やはりその試算額を見ながらどうしていくのか決定したいと思いますし、また今回の27年度決算の繰越額が1億1,617万5,000円上がっております。これは逆に税収がふえたからというわけではございません。税収全体は減少気味でございます。この一番大きな要因というのが、前期高齢者交付金が2年後に精算される。昨年の12月補正で約9,000万円増額補正をさせていただきました。そうすると、昨年度と比較すると1億5,094万1,000円の対前年増収というふうになり、

さらに26年度では計上できなかった繰越金も約3,000万円ほど歳入計上ができたというところもございます。保険給付は全体で934万3,000円の増加をしておりますが、歳入総額の増加率が16.52%、歳出総額の増加率が11.98%であることから繰越金の大幅な増加になったということでございます。

あと、医療給付の関係でございますが、今年度の実質の8月請求分まで、5月から8月の実質請求額と昨年度の同時期を比較すると3,000万円ふえております。高額的一般被保険者についても同時期を比較すると1,100万円増加傾向にあるということございまして、今後の保険給付の動きが非常に見にくい部分もありますが、やはりふえて増加している部分に対応すべき、基金なり予備費なり財源確保にやっていく必要があると思いますので、引き続き安定的な国保会計の運営を実施していく必要があると考えます。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 国民健康保険については、先ほどの町長の答弁にもありましたように、2018年度から県に移行することが決まっております。引き下げについて申しますと、先ほども申しましたが、町民の皆様の強い要求もございます。また2018年度からは例の国の追加財政支援は3,400億円になると聞いております。倍になると。この辺も考慮に入れると、たった1年間かもわからんですよ、来年しかないわけですから、そのたった1年間は町民の皆様の要求に応じていくべきじゃないかと、このように考えますが、再度答弁よろしくお願ひします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 御質問の趣旨はよくわかりますが、今説明を申し上げましたように、極めてこの医療費の関係というのは何千万円というのがどわっと動いていくところがございまして、この少し税収の動向を、あるいはまた医療費の動向、給付がどうなっていくか、この辺もしっかりよく見据えて将来の判断をしていかなければいけないというふうに思っておりますし、朝令暮改的にどんどん変えていくというわけにもまいりませんので、しっかりこの辺を見据えて総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 先ほどの町民課長の答弁で、医療費の増加についてはこれからは減少傾向にいくと、こういうことも聞いております。それとまたこの10月を機にいろいろ県のほうにもいろいろあると思いますので、その点でよく精査をされてぜひこの引き下げについて検討されていかれたと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。

○議員（8番 渕上 正博君） いいです。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しております佐合島について質問いたします。

第四次総合計画の後期基本計画には、離島振興対策の充実として佐合島のことが取り上げられております。生活環境の整備や防災施設の整備、そして豊かな自然を生かした交流を促進して存在感のある島づくりに努めるとあります。実施計画対象事業は年3回の健康相談となっております。また、今回海水浴場跡地のトイレの撤去や生活道路の整備が補正予算に上がっているところです。数十年前には海水浴場客も多くにぎやかな島だったことと思います。私も数年前までは子ども会でバーベキューや島の探検をしたり、ゆうゆうクラブで海水浴に行き集会所をお借りしたことを懐かしく思い出します。佐合島は、本町唯一の離島です。その佐合に対して戦略的な取り組みは考えられないのか、現状、課題、対策について詳しくお答えください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 佐合島の現状、課題、対策について今、御質問をいただきました。第四次平生町総合計画の中でもこの佐合島についての位置づけというものを示しておりますし、暮らしやすいまちづくりを基本政策として総合計画で位置づけて、島民が安心して暮らすことができることを最優先課題ということで取り組んでまいりました。特に、佐合島につきましては、生活環境の整備、それから防災施設の整備、緊急救助体制の整備、こういったところを中心に安心をして暮らせる環境づくり、これに今日まで取り組まさせていただいております。ただ人口が高齢化も進んでおりまして、今この4月1日で22人、かなり減少してきて高い高齢化率となっております。そうはいつてもこの生活環境につきましては、町道の整備、舗装をしたり、あるいは渡船の関係がありますから、離発着場の浮き桟橋の整備、補修等々で足を確保していこうということで取り組みをさせていただいております。

水についても、田布施・平生水道企業団のほうへ飲料水供給施設につきましては移管をいたしております。今遠方監視設備を設置をさせていただいております。

防災の関係につきましても、防災行政無線の更新を行い、また避難路の整備ということで、今集落の裏側を通っている里道がありますが、これの拡幅整備を行っておるという状況です。

救急体制についても、民間事業者をお願いをして救急患者の搬送事業、これを新たに25年度からスタートさせております。島では何かあればすぐ応急対応ということで、アイランドヘルパーさんを2人お願いをしております。こうして今もお話がありましたように、巡回健康相談については、年3回ということで、本当に島民の生活を最優先ということで環境整備に努めてまいりました。

ただ、ここの佐合島の歴史からいっても大変にぎわいを見せていた時代もあったようでございますけれども、佐合島ならではのこれからの振興策というのを、やっぱり今までもいろいろ皆さ

んからの知恵をいただいて、あるいはまた提案をいただいて協議をしてみたいけれども、なかなか振興策として具体的に展開をしている状況でございません。今まで何とかあの生活を守っていくというところを重点的に取り組んでおまして、これからのやっぱり地域振興策といいますか、そこら辺についてはしっかりまだまだ十分皆さんとも協議をしながらこれからの対策を取っていかねばいけないし、とりわけ地元のそういった島の魅力等についても発信をしていけるように基盤整備、状況整備というものをしていかなければいけないというふうに思っております。しっかり佐合島の皆さんを含めて関係者ともこれからも引き続いて協議をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 島民の生活を守っていく上でいろんな事業されているのは本当によくわかっております。ただ、この近辺の、例えば馬島であったり、平郡であったり、情島であったり、祝島であったりするところは割と皆さんに知られてていろんなことをやっている、みんなが注目をするところがある島です。今町長も振興策がっていうふうにおっしゃってました。佐合には久保白船さんが住んでおられたり観光資源はあると思います。きれいな海水だったり。そのあたりをどうしていくのかというところなんですけれど、今振興策を皆さんにという、私たちにもしっかり協力してくださいというお話がございました。佐合島は佐合島の島民のものでもございますし、平生町の財産、宝でもございます。これに対してしっかりと戦略的ないろんな振興策を今以上に考えていただきたいということをお願いして、1つ目の質問は終わります。

では、2つ目の質問に入ります。2番目は、自然環境の保全についてです。今回は特に生物多様性をキーワードに質問いたします。

平生町の自慢は自然の豊かなところだと思います。しかし、実際には便利な生活や経済性の追及などにより平生の自然を取り巻く環境も大きく変化しているところです。環境の保全は国や地球規模でも大きな課題として取り上げられ、今世紀は環境の世紀と位置づけられています。国際機関では、1992年にブラジルのリオで地球サミットが開催されております。ここで生物多様性に関する条約を採択しております。日本では、翌年この条約を締結した際に「生物多様性」という言葉が広く紹介されました。この生物多様性とは、単に種類の多さをいうのではなく、長い歴史の中で変化しながら互いにつながっている生物とそれを支える環境全体のことを指しています。生態系が崩れるということは地球全体の危機だという認識から、大至急これに取り組む必要に迫られているのが現状です。2010年の名古屋では、生物多様性条約の第10回国際会議が開かれ、さらなる取り組みが検討されました。

国内に目を向けますと、環境に対する取り組みとしては、皆さんが一番よく聞いてらっしゃるのが緑の国勢調査だと思います。これは1973年に第1回目の調査を行っております。その他

みどりの日や海の日、山の日など国民の休日として広く国民に自然の大切さを呼びかけているところ。また、2008年6月には生物多様性基本法を施行して、その中で国や自治体、国民や企業に取り組みを求めています。

平生町では、総合計画後期基本計画の中で自然環境の保全として取り組んでいます。平生は瀬戸内海国立公園の一部であり、希少生物のカブトガニが生息している美しい海と緑地環境保全地域の般若寺周辺と自然記念物となっている賀茂神社樹林や鳥や水生生物が豊かな天池や八海ため池などのため池も多くあります。この豊かな自然を守り伝えていくために、次の2つについて質問いたします。

まず現在、国や県、国際間で取り組まれている生物多様性保全の役割と意義を平生町としてはどのように捉えているのか、どう考えられているのか質問いたします。

2つ目には、この豊かな自然を未来に残していくためには過去どうであったか、また現在どうなっているかなど、町内の動植物などに対する基礎資料が必要と考えます。これまでのデータはどうなっているのかお答えください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 自然環境保全についてということで2点御質問をいただきました。

1つは生物多様性の保全の役割と意義ということで、御指摘のように、生物多様性条約が1993年締結をされまして、それを受けて日本でも生物多様性基本法が制定をされたという状況で、これまでもお話がありましたように、自然環境保全の基礎調査というのが国によって今日まで行われてきておまして、そういうものをベースにしながらかそれぞれの地域で、あるいはまたそれぞれ団体、国民の間でもこうした自然環境保全に向けての取り組みを戦略的な取り組みということでやっていくようにという方向が明示をされておるところであります。

本町においては、以前からこうした豊かな自然というものをベースにして、特に有機農業、今では環境保全型農業ということで取り組みをさせていただいておりますし、中山間で今は、多面的機能の保全ということで、里山の保全等も含めて取り組みをさせていただいております。

一方では、これ絶滅危惧種と言われておりますが、カブトガニの保護活動も続けてきたという一つの経緯がございます、生物多様性という大上段に構えればそういうことになるんですが、地域でできる保全活動については地域で取り組んできた、環境意識を持って取り組んできたというふうにしておりまして、これからもこうしたことについての生物のそれぞれ関連をした多様性、それぞれ生物の生態系が関連をした中で生きていくという、これ大きな意味で言えば自然と人間との共生ということになるんだろうと思いますが、そういうものを頭に置きながらこれからの取り組みをしていかなければいけないというふうにしておりまして、ただ、今外来の生物が確かにふえてきておることも事実です。今までもそうですけど、ジャンボタニシ、ミカンバ

エ。これらについては今それぞれ農家の支援をさせていただいておるわけでありましてけれども、今県内でもアライグマとかヌートリア、外来有害獣が今いろいろと話題になっております。町内ではまだ確認をされておりませんが、いろんな情報収集をしながら対応について準備をしたいというふうに考えております。

今、お話がありましたように、基礎データということについて、基礎的なデータに基づいてそういうものはどうかということですが、これは今日までお話がありましたように、国のいわゆる緑の国勢調査、これが行われておりますので、これをベースに調査結果を、ここから情報公開がされておりますので、それを参考にしながら地域での取り組みというものを進めてこれからもいきたい。したがって、町としては、今まで調査データはありませんけれど、こうした基礎データを国の調査等含めて情報収集をしっかりとやりながら対応していきたいというふうに考えております。環境保全に向けての取り組みにつきましては、引き続いてしっかり意識を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、いろいろ農業面、その他でこういったことをしているというお答えがございました。里山保全もしている、いろんなことをしているというようなお話でしたけれど、実際に例えばイノシシが今たくさん出てきている。生態系が崩れているからそういうことになっている。いろいろな面で変わってきていると思います。ただデータがないので私の感覚でものを言ってもいけませんので、そういった意味でもデータが欲しい。緑の国勢調査では、国民に広く呼びかけて1年間、例えばツバメがいつ来たかと、いろんな30種類の動植物とか40種類の動植物についての調査を依頼してやっているんですけど。さて平生町でどの程度の方がこの調査に参加されたのか。そういったものもしっかりと調べられたらと思います。あと県のほうでも、いのちと暮らしを考える生物多様性の保全としていろんなことをしております。その中でもやっぱり人材育成に力を入れたらどうかというような県のほうの自然保護指導の普及とかそういったいろんな事業をしているところです。

平生町においては、今おっしゃったように、例えば天池を地域の力発揮事業でしたかね、天池を整備されてとてもきれいになっている。またほたる祭りなんかもやってらっしゃってそういった成功例もたくさんあるのはあります。その中でまだまだ私は取り組みが足りないと思っておりますので、そういった事業をきちんと独自のモデル地区の選定で保全の取り組みは考えられないか。また、せっかく広島広域都市圏の参加町としているのですから都市部の人たちに整備の応援をしてもらおう考えはないか、人材にしる費用にしるそういった取り組みをしている、千葉なんかがございますから。そういったことも考えられないのか。そして地球温暖化対策推進基金がうちにはございましたよね。そういった基金の利用は考えられないのか。その3つをちょっとお答え

ください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいまありましたモデル地域の指定をしながらそれぞれの取り組みをしっかりと強化したらどうか、天池等の整備についても今お話がありました。

今かなり耕作放棄地がふえておるとい、一方ではという状況の中で、こうした一方では今までなかったような生態系の変化によって有害獣が出てきたりというような環境の変化が一方である。一方では豊かな環境をしっかりと守っていかなくやいけない、こちらはしっかりと駆除をしていかなくやいけないというようなことで、そこら辺の全体的な考え方を、いずれにしても整理をして、本町としてどうしていくのかということこれから考えていかなければいけないというふうに思っております。経済課を中心にこれからこうした自然環境と、いわゆる生態系の関係についても引き続き検討をしてみたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、いろんなバランスがあるからこの検討をしていきたいというお話がございました。よく町長がグローバルな視点でアクションは足元からというお話をよくされますけれど、本当に地球環境の悪化に対しては一人一人がきちんと自分たちの役割を意識することから始まると思います。また、国や県や国際間でもですけども、いろいろ言っているけどやっていくのはやはり先端の地方自治体だと思います。だから、すごく大きな役割を持っていると思っておりますので、この保全行動計画のようなものを立てられる予定はあるかどうか、最後に質問して私の質問を終わりといたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 当面はしっかりと情報収集を、今国のほうでもありますように、緑の国勢調査、あるいは県は県でいろんな取り組みをしておりますから、そういうものを全体的につながっていきけるような計画の策定の、言ってみれば基礎調査を、それこそ情報収集をしていきたいというふうに考えております。

.....

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） それでは、平成27年度普通交付税の過大交付について、町長にお尋ねします。町民から尋ねられ、町民が思っていることを踏まえ、町民の言葉で質問します。

まず1点目、平生町の人数に合わせてもらう国からのお金をどうして6,670万円もらい過ぎたんかね。どうして間違いが起こるん。大きな家が二、三軒も建つお金じゃ。ようわからん、どうなってどうなるんかという質問が1つです。

2つ目は、もらい過ぎについて、いつ、どのように気がつき、どのように間違いを直すのか。内容と年月日を順番に説明をお願いします。特にミス発覚時、議会への報告はなく後に報告を受けたと聞きました。年月日と、誰が、どこで、どのように、誰に伝えたのか、お尋ねします。このような大きな間違いが3回も続いています。総務厚生常任委員会の検査結果報告、町長の説明も受けましたが、平生町では通常ではあり得ないことが起きています。間違いのたびに防止対策をするとありますが、また間違うのはどうしてですか。防止対策をするとありますが、本当に黙認するわけにはいかないので再度質問させていただいております。人間ですから誰でも間違いをします。責めているわけではありません。間違いを起こさないための起爆剤になればと案じての質問です。

3つ目は、担当課員、主査、課長とそれぞれを経て町長までの事務処理のチェック、管理体制はどうなのか、質問です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今回の普通交付税の過大交付についてということで質問をいただきました。きょうのこの開会冒頭でもおわびを申し上げましたように、今質問をいただいた中本議員からも、間違いを起こさないための立場で質問をしておるということでございますので、しっかりそのことを踏まえて経緯、それからこの対処について説明をさせていただきたいというふうに思っております。

既に御報告をさせていただいておりますけれども、今回の交付税の過誤納付については、平成27年度、昨年の交付税の取り扱いと申しますか、交付税の基礎数値となる数値が誤っていたということが発端でございます。特に、介護保険事業の状況報告書の中でいわゆる居宅介護、介護サービスを受けておる受給者、この440名。この数値が要介護認定者の数と間違えて783人になっていた。こういう基礎数値の誤りが発端でありまして、この認定者数を誤って報告をしたことが基本的には交付税の誤りにつながっていったということでございます。担当のほうは、直ちにこれは訂正をしなければいけないということでしたわけですが、それを財政当局にきちんと伝わっていないということで、そのことに基づいてそのまま交付税が措置をされたということになってくるわけで、この基礎数値の誤りというものに気づいたのが平成28年度、今年度の予算編成を策定を進めておる9月段階ということになります。その段階で発覚をしたわけでありまして、改めて直ちにこれは県と市町課のほうと相談をしながらこの対応について協議をさせていただいてまいりました。本来であれば交付税の修正ということになるわけでありまして、3年に1回錯誤措置として修正が行われておりました。今回の場合は数値がこちらから錯誤が判明したわけですから、扱い方とすればどうでしょうか、検査をすることなく今回は一応総務省と相談をしなければいけないということで、県の市町課としては国のほうと協議をしていただいたというこ

とになります。

したがって、新年度の予算では、28年度予算では、そのまま錯誤措置を含まない形で交付税の算定をさせていただいた、これを今回の補正で訂正をしていくということで、今流れとすればそういう形になっております。

この問題については、先ほども申し上げておりますように、基本的にはまずは担当のところで打ち間違えてミスをしてしまった。そのミスがまたきちっとその中で協議をして対応すればそうでもなかったんでしょ、その段階で修正が行われて、なおかつ財政部局との協議がそのままにされてきたと。こういうことで改めて後から気がついたということでございます。県とのこうした協議も踏まえて、議会に対しましてもそういった意味では正式に県と、国との協議を踏まえて正式な、いわゆるこの修正の方法、計画時期、こういったところについて決定があった、通知があった、その時点で皆さんにも御報告をさせていただいたということでございます。そうはいってもその背景にはきょうもいろいろ議会としての御指摘を委員会としての報告書でいただきましたけれども、町全体として心していかなければいけないことがあるんじゃないかということでございまして、当然そういうミスの発覚、防止についてそれぞれがしっかり意識を持って対応していくというのは、これはもう当然のことです。これは何も担当課だけではありませんで、各課においてもこうしたしっかりした意識が求められておるといふふうに思っております、各課においての全課においてそれぞれミスの防止対策についての考え方、対応方針、こういうものを示してもらいました。これをしっかりこれからは実践をしていくという、これが何より大事なことだといふふうに思っております、再発防止に向けて全庁を挙げてしっかり取り組んでまいりたいといふふうに考えております。これからもいろんな意味でこうした事例といえますか、こういうものを参考にして再びこういうことが起こることがないようにしっかり厳しく受けとめて対応していきたいといふふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 今町長のお話の中に、慎重に受けとめる、再発防止に全力を全庁を挙げて努める、かけ声ばかりで、ほえるばかりで、内容が伴いません。内容がありません。私はちょっと一つ事例を提案させていただきたいと思います。

今回間違いについての資料をいただいた中に、決裁文書があり、町長含め5人から7人職員の印が押してあります。印鑑を押す前にそれぞれがきちんとチェックし、印鑑を押すのは責任あることだということを町長みずから職員に教え、そういう印鑑の大切な認識が欠けていると思います。チェックした目で印鑑を押せば、誰かが見つけ、誰かが庁舎内で間違いを見つけることができます。人のせいにするだけはやめてほしいと思います。犯人探しをしているわけではありません。職員は丁重に、慎重に対応して、慎重に扱っていただきたいと思います。叱るばかり

では育たないと思います。人材育成にはなりません。町長の考えはどうですか。そこのあたりを私の考えとちょっとずれているところがあるのでお尋ねします。どんな優秀な職員でも職場の雰囲気や上司がやることを見、または上司に従わないと、疑問を持っていてもだんだん疑問も持たなくなりマンネリ化しているのではないのでしょうか。それが今の現状のような気がします。町長が正しい管理能力を発揮すれば、優秀な職員ばかりなので質の向上は簡単なことと思われま。本当私が接するここの平生町の職員はみんな優秀です。町長の考えをお伺いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 人材育成ということの大切さということを今質問の中でおっしゃったと思うんですが、本当にまずはミスを起こさないようにしなきゃいけないということですが、問題は先ほども議員も御指摘のように、人間ですから完全無欠、ミスがないということは恐らくないだろうと思います。ただ問題はそのときの対応がしっかりきちっと課全体、あるいはその庁舎内で一つの意味決定を踏まえて対応していけるかどうかということになるんだというふうに思っております。したがって、お互いに、まずは課の中でのチェック機能をしっかり確立をしていく、そして管理職含めてそこら辺についてはやっぱり人材の育成について、あるいはまた日ごろからの指導についてしっかり対応していかなくちゃいけない、いろんなやっぱりコミュニケーションが取れるようにこれからも対応していくべきだというふうに思っておりますし、私自身もそういう立場でこれからも対処していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 答弁を聞き、町長さんのお気持ちも何となくわかるような気がします。

どんな人でも一人の力では何もできません。職員を上手に指導され、議会に対しても常識ある対応で、誇れる平生町であり続けるようパフォーマンスに終わらないで実のある行政を進め、今まで以上の指導力を期待します。大丈夫でしょうか。

○議長（福田 洋明君） 答弁要りますか。

○議員（2番 中本 敦子さん） はい。

○議長（福田 洋明君） 答弁要る。山田町長。

○町長（山田 健一君） 御指摘の点十分踏まえて、今後とも対応してまいりたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） それでは2番目の質問に移らせていただきます。福祉施設と行政の連携について質問します。

私は、平生町は早くから高齢化社会を想定し、力を注がれ、そこに携わる人々もすぐれていると考えます。また、平生町では、高齢者福祉計画が推進されており、内容は、「全ての住民が高齢になっても、また介護が必要になっても、安心して過ごすことができ、それぞれが誇りを持って自分らしく生きることができる社会をつくる」とあります。

そこで、平生町にあるお年寄りが利用できる施設、それぞれ利用者数と入居者数、それらは介護保険で支える施設と自治体の措置によって入所させる施設とがあると思いますが、今の現状はどのようになっているか、実態と、また現状を把握し、どのように分析しているかをお尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 高齢者福祉に関連をして、福祉施設の現状について今御質問いただきました。

各施設の利用状況、入居者数等につきましては、健康福祉課長のほうから答弁をいたしますけれども、入居の条件等について、それぞれ施設によって異なっておるのは御承知のとおりでございます。特に、特別養護老人ホームなり、あるいは養護老人ホームにつきましては、特養とは違いまして、養護老人ホームの関係につきましては、入所希望者が直接施設に入所を希望するというんではありませんが、養護老人ホームにつきましては、入所希望者をまず町で受け付けて、それから町の判定審査があります。それを受けて、養護老人ホームに入所委託を決定するという一つの措置制度が維持をされて今おります。

これは、以前は、生活保護法に基づく養老施設ということでありましたが、今、そういう形で法改正等も受けて、この措置制度として、養護老人ホームについては措置をさせていただいておる。特養については、直接申し込んでいただくということになっておりますし、そのほか、民間でも今いろんな施設が、機能によっていろんな多機能の福祉施設も町内でもたくさん存在をいたしております。それぞれの状況については、健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） それでは、町内にあります老人福祉施設の現状ということで、各施設の利用者数また入居者数、また入所条件等を私のほうから説明いたします。

まず、養護老人ホームでございます。寿海苑がありますけれども、定員数50名に対して入所者数現在43名でございます。また、特別養護老人ホーム、つつじ苑でございます。このつつじ苑は、広域型施設と地域密着型施設と2つに分かれております。まず広域型施設の特別養護老人ホームのほうですけれども、定員数33名に対して現在32名、ユニット型特別養護老人ホームが

地域密着型施設でございますけれども、21名の定員に対して20名でございます。

次に、介護老人保健施設。町内にはなでしこ、また光輝病院にはとがみねがございますけれども、なでしこ、定員80名に対して77名、とがみね、80名に対して49名でございます。

次に、介護養護型医療施設、光輝病院でございますけれども、定員数444に対して385名でございます。そのほか、介護サービス付き高齢者向け住宅、サ高住とっておりますけれども、町内にサンコートがございます。定員20名に対して21名ということですが、一部屋夫婦で入られている関係で21名となっています。

次に、軽費老人ホーム、サンガーデンがございますけれども、定員50名に対して50名。最後に有料老人ホームとしてル・モンドがございますけれども、18名の定員に対して17名でございます。

また、各施設の入所条件でございますけれども、養護老人ホームに対しては、先ほど町長からもありましたように、65歳以上で精神上、環境上等の問題がございまして、かつ経済的理由により在宅の生活が困難で、日常生活活動がある程度自力で可能な方でございます。

特別養護老人ホームは、65歳以上の要介護3以上の認定がついた方で、入所判定委員会で協議で決定いたします。

また、介護老人保健施設が65歳以上の要介護1以上の認定がついており、リハビリテーションや看護、介護が必要な方となっております。

次に、介護療養型医療施設ですが、要介護認定1以上の認定がついており、病状が安定した長期療養が必要な方となります。

また、介護サービス付き高齢者向け住宅、60歳以上の方か、また要介護、要支援の認定がついている60歳未満の方でございます。

軽費老人ホームにつきましては、60歳以上で身寄りがない、家族との同居が困難で、独立して生活するには不安が認められる方でございます。

有料老人ホームにつきましては、老人ということで特に定義はございません。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ありがとうございます。

定員もさることながら、いろんな施設が多様に用途用途で入所者も違う、内容を今ざっと聞いたんですけど、福祉には本当にこれからは力を入れなければいけない、高齢化が進む中、本当、私たちも関心があるところです。

今回は、そしたら寿海苑の一番身近なところで、こんな施設がありますので、1点、寿海苑の入所者減についてお尋ねしてみたいと思います。

養護老人ホーム寿海苑は、今、課長さんが言われたように、「65歳以上の者であって、身体上もしくは精神上、また環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を自治体の措置によって入所させる施設」となっています。入所の条件は、自治体が決定、先ほどお話されたように決定されていますが、私が感じたところでは、極めてはっきりせず具体性を欠き、措置されるかされないかについての具体的な取り決め、指針があるのかないのかをお聞かせください。窓口でははっきりわかりませんでした。指針の提示もありませんでしたので、改めてお聞かせください。

事実、寿海苑の入所者の状況を見ると、出身地、町ごとに見ると、身体上、精神上、環境上の困難な程度の差が大きいように見えます。役場のその時々での財政的な理由により、あるいは財政の都合で左右されているように思われ、措置には役場がどのような基準で入所を決定しているのかが、本当にお尋ねしてみたくなりました。入所できるかできないかは、高齢者にとっては大変な問題なんです。当初の設立当時の理念がどこかに置き忘れられてしまったのではという私なりの感じもしております。というのも、私は寿海苑が開園当初ごろ、当時の新田教育長さんの奔走によって、教育長さんが、「中本さん、僕は、ここの経営者は山口だけでも、ここを今預かって平生の来るべき高齢者のために、この老人ホームが必要なので協力させてもらっている。ここを満室にしないと、ここは経営が成り立たないので宣伝をしてほしい。僕が案内はするから」と言うんで、私は大島のほうの人、マイクロで四、五回連れてきております。で、みんな「いい施設だね」と、当時まだほかにはないころでしたので、農業委員の男性を15人も連れてきたこともあります。それは、本当に新田先生が奔走されて力を出したというのもよくわかりますし、私はそのとき、普通の勤め人で、私に頭を下げる必要のないような人が、「よかったら頼む、宣伝してくれ」って言って頼まれたので、私も陰ながら協力させてもらいました。

そのとき、寿海苑の設立費用は、国・県合わせて2分の1、平生町が4分の1、うちうみ会が4分の1、実際は銀行借入れであり、うちうみ会の借入分の返済は、元金利息を町が肩がわりしている、つまり町が2分の1を出資して設立したと聞いています。もうあの老人ホームは平生町の財産だったら潰すことはできない。何で50床の満床が43なんですか。1割以上欠員があっては経営が難しいと思います。と言うのも、私は、6月に96歳の母をショートステイにお願いしました。それは、私がちょっとばかり入院したからです。ショートで入りましたので、熱が出たら引き取ってくれっていうのが規約にうたってありますので、熱が出たというんで5時過ぎで行ったら、エレベーターのところに職員2人が母を車椅子に乗せて来ておりました。ぱっと見たら、もう、入所者はたくさんいるのに、職員はわずかでした。走るように、本当重労働だなと思いましたよ、ばたばたばたばた動いていましたので、「私が連れて帰るからもういい、入所者のほうへ行ってください」って、私はエレベーターから連れておりにて、家に連れて帰りました。

帰る途中、96歳の母が言いました。「忙しいとこであれだけよう動く。こないな手のかかるような者はあそこに行かりゃせん、迷惑かける。行かんよ」って言いました。「ありゃあの後、またあれだけの食べた物を片づけるんじやが、あれだけの人でどうやってやるんじやろうか」って言われました。「あつ、そうかね」と私は言ったんですけど、今回、寿海苑と同じつつじ苑というのは同じ系列なので、しわ寄せが職員にきているんじゃないかと思いました。それは間違いかもしれません。でも、私が受け取ったのは、そういう感じで受け取られました。それは、住民サービスにつながると思います。老人サービスにもろに影響を受けるんじゃないでしょうか。本当、96歳の高齢者の年寄りさえ「迷惑はかけられん」って言うのには、本当、やれやれと思いました。何かいっぱい、そこらあたりがありますので、寿海苑の今わかるところで定員割れしているところをちょっとお尋ねしてみたいと思います。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） その前に入居の入所判定の件とそれから指針ですね、国から出されておる指針、これは健康福祉課長のほうから答弁いたします。

それで、現実に今あきがあると、寿海苑のほうにですね。これは、その前に相談にお見えに町のほうになります。そこでいろいろ入所条件等説明をする中で、結局、先ほどそれぞれ町内にあるいろんな福祉施設の入居状況を説明しましたけれども、かなりいろんな多機能型の老人福祉施設が町内でも増加をしてきておりまして、それぞれ高齢者に対するサービスを今展開をされております。そういったところの、いろいろ説明をされる中で、入所を受け、そういったほかの施設への入所を検討されたり、あるいはまた、入所ではなく居宅で介護のいわゆるサービスを受けていくというようなことも、実際、相談に来られた方がそういうサービスを受けられているケースもあるというふうに聞いております。

したがって、今、いろんなそういう施設が、サ高住とかいろんなできておりまして、これはもう全国的にも、やっぱりそういった一つの養護老人ホームについては、定員割れという状況が起きておるといような傾向にあると聞いております。そうはいつでも、現実には、これだけ今高齢者にとっても大変つらいところもある、生活保護受給者も今ふえてきておるといような状況ですから、需要はあるとは思いますが、なかなかそこがそのまま養護老人ホームの入居に結びついていないという現状だというふうに思っております。しっかり入所条件に合った方がおられると思いますんで、これは先ほどのお話がありましたように、そういう方々しっかり、こういう形でやりますよということを、これは行政も含めて、あるいはまた、地域の民生委員さん等含めて、やっぱり日ごろから高齢者と接しておられる方々、今こういう状況ですよというのをお話をいただけるということが一番望ましいわけで、その辺のまた話はぜひしっかり課のほうからもさせていただこうというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） それでは、私のほうから指針があるのかどうか、そして入所条件としてそういった審査があるのかということの説明させていただこうと思います。

まず、養護老人ホームの経緯でございますけども、この養護老人ホーム、当初、戦後、生活保護法に基づく養老施設として生まれた施設でございます。歴史的な成り立ちからも経済的に苦しい高齢者とか身寄りのない高齢者、その中でも自力で暮らせてない人を受け入れるための施設でございます。

この老人福祉法の規定によりまして、平成16年度に三位一体改革によりまして、国の負担金が廃止されまして、これから一般財源化されております。また、平成18年度の制度改正によりまして、国の示されました老人ホームへの入所措置等の指針がございます。それと老人ホームへの入所措置等に関する留意事項というのにも遵守しまして対応しているところでございます。

その中で入所条件としまして、養護老人ホームは希望すれば誰でも入れるというものではございませんで、入所には町の審査が必要となります。そして、措置判断が必要となります。詳しくは、生活環境、金銭状況、また家族関係等の聞き取りを行います。そして、入所条件を満たす生活環境、経済状況にあるのかどうかという判断を町及び福祉施設、そして医療機関、この三者による入所判定の審査を受けることとなります。基本的には、病気がなく、介護を必要としない自立した65歳以上の高齢者の方で、生活保護を受けている、または低所得者などの原因によって自宅で生活できないなどの経済的な理由を持つ方が入所対象となります。

このような養護老人ホームですので、入所希望者の希望施設に直接受けることができず、町で受け付け、判定審査を経て養護老人ホームに入所委託を決定するという運びになります。措置制度であるという観点から、ほかの老人福祉施設とは異なるということになります。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 私は、3月ごろ、あそこの寿海苑に入りたい人の、相談に来られた人の相談を持っていったときも、口頭での返事でした。そしてまた、それから後にも行きました。それでも口頭の返事。やっぱり書類をきちんと提示して、こうなっておりますというふうには、普通の一般には、措置だの何だのって専門用語ではわからないと思いますので、なるべく住民にわかりやすいような対応をしてほしいと思います。

私はふと思ったんです。1番目に質問したように、交付金の間違いがあったので、措置費を町が出すのにもブレーキをかけ、フラワーベルトを取りやめたのも、全部ブレーキをかけてお金を浮かし、何か本当にうがった見方をして私も嫌だと思うんですけど、そういうふうにして一般財源を浮かし、ひいては住民に迷惑をかけてるんじゃないかなというような懸念が、本当に嫌な

性格なんですけど、そういうふうに思われるんです。本当にわかりやすいようにガラス張りの政治を、説明をお願いしたいと思います。

何かひとつ不信感をまた持つとそういうふうになりますので、住みよい町、明るい町、安全な町、そういうところに住んで誇りが持てるように、誤解を招かないようなきちんとした対策というか、対応に努めていただきたい。それをできると思いますので、できるかできないかですけど、町長さんにお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 町政全般でございますが、特に職員の接遇対応について、町民の皆さんとはしっかり本当に接遇改善に向けて、日常的にも努力するように、これは常に申し上げておりますし、また、そのようにわかりやすく説明ができるようにこれからも引き続き取り組んでいくものというふうに思っております。しっかりそういう面での指導はしていきたいと思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。下水道事業について伺います。

平生町の行政の役割は、住民の福祉の向上を図るもので、この目的達成のため一般行政活動と企業活動が行なわれております。一般行政活動は、法を根拠に強制的に税を徴収し行政サービスが行われております。一方、企業活動のほうは、対価を受けることで住民のサービスをしています。そのサービスの活動は、サービスの対価として料金収入を財源に充てるものであって、受益者負担を建前としています。一般行政活動とは……ものであります。このように原則的に違いはあるものの、住民福祉の向上という目的は同じであり、両方ともなくてはならないサービスですが、私が議員になって5年間、毎年2億数千万円というお金が下水道会計に繰り入れられています。受益者負担を原則としておりますが、今の下水道事業は一般会計が受益者負担者の立場に立たなければ経営というものが成り立たないというものであります。現在の下水道事業でありますので、4点ほど伺います。

最初は、一般会計からの繰入金についてでございます。下水道事業に対しての一般会計の繰入金は不足額全額でしょうか。

次に、消火栓に係る償却、修繕費、消火活動に要した水道料金、下水道使用料徴収費、生活保護世帯、社会福祉施設に対する減免分等幾ら繰り入れられているのでしょうか。

2番目に、下水道に対しての交付税について伺います。下水道に対して交付税が交付されていると思いますが、交付金額は繰入金に対してどれぐらいの割合でしょうか。

3番目に、下水道の運営について伺います。将来、借金がなくなったとき、料金収入だけで下水道事業は運営できるのでしょうか。

最後に、今後の下水道の取り組みについて伺います。受益者負担の原則に基づき、受益者が下水道事業の経費を賄う必要があります。そのためには、経営、経済性の追求、コストダウン、料金の改定等進めていかなければならないと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 下水道事業に関連をして数点質問をいただきました。

地方公営企業ということで、基本的には、お話がありましたように独立採算でこの賦課原則ということで経営に要する経費、これは、それぞれ使用料で受益者負担等々それに伴う収入によって賄っていくというのが原則でありますけれども、地方財政法の第6条公営企業で、それでは賄えない場合は、公営企業の場合は特別会計を設けて、それでは賄えない場合については独立採算が原則であるけれども、その収入をもってしてもなおかつ足りないときは一般会計から繰り入れることが認められておる。これが根拠になっておまして、今、平生町の場合も御指摘のように、今27年度で2億7,009万9,000円一般会計から下水道の特会に繰り入れをしておるといふ状況でございます。したがって、大変金額としても、年々こうした繰入金の、26年度もほぼ同程度の水準という状況で推移をいたしております。大変この将来を考えると大きな課題があることは事実だと思っております。

それから次に行きますが、消火栓にかかわる償却、修繕費、消火活動に要した水道料金、下水道使用料徴収費、生活保護世帯、生活福祉施設に対する減免分等幾ら繰り入れられているかということでございます。

まず、消火栓の消防施設でございますけれども、これは、償却、修繕に伴う費用については、これは消火栓が一般会計からで負担をいたしております。それから、消火活動に要した水道料金については、これは水道法で「公共の消防用利用として使用された水の料金を徴収することはできない」このようになっておまして、消火活動に要した水道料金は発生をしないということになっております。

3つ目に、下水道の使用料徴収費、これは水道企業団に負担金として支払っておりますが、維持管理の項目になるために使用料収入を財源といたしております。

それから、生活保護世帯、社会福祉施設に対する減免については、下水道使用料受益者負担金ともに減免額を控除した額を調定額としておりますので、減免額を補填する費用というのは生じないということになってまいります。

それから、下水道に対しての交付税でございますが、下水道事業の維持管理、建設改良事業における元利償還金等に対して、交付税が今措置をされておるわけでございますが、一般会計から

の先ほど繰出金は2億7,000万円と言いましたが、普通交付税で措置されている金額は、これは1億5,895万8,000円、これは平成27年度でございます。繰出金2億7,000万円に対しての割合は約6割、これは大体27年度は今の2億7,000万円に対して1億5,800万円、58.9%ですが、大体平均すると60%前後ということになっております。

それから、将来借金がなくなったときに下水道事業は収入だけで運営できるか、運営費は幾らかと。運営費は、このきょうの決算でもありましたように、6億6,288万4,000円。これが下水道の特会の費用でございます。それで、下水道の今本町の完了年度、これは現時点では平成40年度といたしております。借金、起債については、償還が30年となっておりますから、40年度で償還完了年度ということになりますと、40年度の起債借入額を償還をしていくということになると平成70年度になります。ただし、下水道の整備については、これは平成3年度からスタートしておるわけですが、管路施設の耐用年数が50年というふうに言われております。したがって、54年から新たな管路更新事業をやっていくと。これはまた借金で当然やっていかなければいけないということになるわけでございまして、したがって、起債が当面なくなっていくということは、ちょっと想定できない状況であります。早く借金がなくなってそういう運営ができるという状況になればいいんですが、なかなかそういう状況には今のところ難しいかなというふうに思っております。

それから、下水道、今後の取り組みについて今ございましたが、御指摘のように、将来いろいろ思うときに、なかなか厳しい、経費をどう賄っていくのか、経済性の追求は、コストダウン、料金改定等々進めていかなければいけないと思うが、どうかと。

料金改定については、今この地域は大変、平生・田布施高い、この水準になっておりますから、なかなか料金改定ということは難しいというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、こういった公営企業でありますから、しっかりそこら辺の収入を図りながら、その将来の計画を立てていかなければいけないということになります。

ちょうどこうした時期に、国のほう総務省のほうからも経営戦略を策定せよと、地方公営企業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むための経営戦略をぜひそれぞれ策定するよとということの今通達が出ております。中長期計画、10年の計画ということで、いわゆる経営の健全化を目指して取り組んでいけということになっておるわけでございまして、今、こうした方針を受けて、今、本町においてもこの策定に向けて取り組みを進めておるという状況でございます。したがって、平成29年度から向こう10年間の計画の策定に取り組むということで、今、取り組みを進めさせていただいております。しっかり将来を展望できるこの経営体質というものをつくり上げていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 交付金が60%ということで、一般会計から……1億ぐらいになりますかね。そして、また、計画事業もこれから策定ということですね。土木費から繰出金ですかね、それがやっぱり今でも交付金の60%が町費の毎年1億円程度出ているということですね。そうしますと、やっぱりどれだけ土木事業が、4億9,000万円ですかね、その4億9,000万円のうち1億円が出ているということは、やっぱりほかの事業側に支障を来すということになるのではないのでしょうか。そして、昔であれば、昔は道が悪うても、すぐ町に言えば直してくれたというようなことを言っておりましたが、今はなかなか直せられないようでございます。そして今は車社会、道路整備というのも大変必要でございます。そして高齢者には免許の返納、今から老人カーもふえてきます。やっぱり道路整備をしていかなければならないと思いますので、やっぱり、そのためには、財源確保というものもしっかりしていかなければならないと思いますが、県の水道の補助金の増額を働きかけるとか、新たな財源を求めなきゃならないと思いますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。いいですか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 財源を確保するために広域の水道等も含めて、しっかり高料金対策、県にも要望せえというように私は受けとめさせていただきましたが、特に水道に関しては、これまで、今、田布施・平生水道企業団で運営をしておりますし、この下水道についても、流域でのこの下水に取り組んでおりまして、水の問題が必ず関連をしております。今、広域でお互いに、この際少し事業、今、事務の統合に向けていろいろ検討を進めておりますので、それぞれ首長間でも将来どういったこの1市4町で取り組みができるかということで、改めて今首長の会議をもって将来に向けての一つの姿を描いていこうと、それに向けてみんなが力を合わせて、県にも協力を願っていこうということで今取り組みを進めております。そういった全体的な取り組みも含めまして進めていながら、本町においての下水道について、いわゆる地方公営企業としてしっかりやっけていけるような、財政基盤の強化に向けての取り組みをあわせて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） しっかり努力はしていただきたいと思います。

そして、今、下水道の早期接続というのをお願いされておりますね。これはやっぱり、これちよっとよその自治体のことを、これは税の滞納整理に苦慮しちよるときのやり方でよその自治体でやっていることなんですけど、これはちょっと参考に申し上げておきます。

よそでは、助役や教育長、総務課長が地区ごとに本部長になり、夜は超過勤務手当のつかない課長クラスがまめに取得に回り、月5,000円、1万円でもいいから納税の意思を見せてくださいと、頼んで歩いているような状況。その町は、役場・職員が全員が一丸となって財源不足に

取り組んでいるようです。参考にまで、平生町も努力するように言っておきます。以上で終わります。

.....
○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは通告書に従って質問させていただきます。

平生町の地域情報化の推進について2つ質問させていただきます。

まず1つ目は、高速インターネットサービスの地域間格差改善についてと、2つ目は、公共施設への公衆無線通信LAN、Wi-Fiというものの設置について質問します。

まず、高速インターネットサービス地域格差改善について聞きます。なお、私はこのたび言う高速インターネットサービスとは光回線のことで、よろしくお願いします。

この光回線ですが、現在、私の調べなんです、佐賀地域では利用できる状況にないと思っているんですが、主に、佐賀地域のほうでとまっている状態ですかね、難視聴地域のほうが多いかもしれませんが、ほかにあと、何ですかね、高速とはいえないインターネットサービスを利用されていると思います。

第四次平生町総合計画の後期基本計画では、全ての住民がこのような情報通信技術の恩恵を受けられるよう地域間の格差を是正すると課題を挙げています。今後の取り組みとしては、関係機関と協力して基盤の整備を行うとありました。高速のインターネットサービスなんです、これからそういう通信技術が発展していくに当たって、平生町が抱えるさまざまな課題ですね、少子高齢化とか地域経済の活性化とか、そういうのに対応するために、今人口減少で人が減っていく中で、こういうものの活用というのは必要不可欠になってくるものじゃないかなと私は考えています。

徳島県神山町のようにサテライトオフィスを誘致するのであれば、ほぼ必須じゃないかなと思います。IT企業の場合は必須だと思いますし、オンライン学習、またLIVE授業、これに伴い映像教材の配信やあと遠隔授業とかですね、そういうものにやりとりするんだったら、そういう高速のインターネットサービスじゃないとうまくできないんじゃないかと私は考えています。

こういうもののサービスが受けられないと、居住を諦めたり、もっと都会のほうの方が便利だから都会のほうに住む。または、そういうことから考えて、人口流失も予想されます。それで、後期基本計画に書いてあったとおり、現在の関係機関との協力状況はこれからどうしていくのか、今の時点での計画についてお答えいただきたいと思います。

そして、次に2問目ですが、公共施設への公衆無線通信LAN、いわゆるWi-Fiの設置についてお聞きします。

公衆無線LANは、電話回線が不通のために利用できない場合でもインターネットにアクセス

しやすく、スマートフォンのような無線LANの利用が可能な端末が急速に普及していることから、災害時でも効果的に情報受発信できる通信手段であります。東日本大震災のときは、固定電話や携帯電話の通話がふくそうし、パンク状態でしたが、インターネットが通信手段として機能していました。

総務省では、Wi-Fiを中心とする公衆無線LAN環境整備支援に予算を設けて、地方自治体などの事業費の一部を補助、通信網強化を推進しています。今、防災のことを言いましたが、この無線LANによって期待される効果は防災だけじゃないと思うんです。公民館とかに導入されれば、インターネットを通じて、今まで地域に無関心だった方が、地域の情報を得たり、そこでパソコンを使って何かをやることによって交流の場が生まれて、地域の活性化の場になるんじゃないかと。若い人もまだ公民館を利用していない傾向があるので、そういう若い人たちの交流の場にもなりやすいんじゃないかと。自分のパソコンを持ってきて、家庭で使う環境に近い形でインターネットを使える、そういう場ができれば、もうちょっと地域、平生町は活性化できるんじゃないかと、そういうふうな効果もあると思うんです。

それでWi-Fiについて、平生町のWi-Fiの現状というか、私の調べでは、町なかの一部の店舗でしか利用できない状況なんです。サーバーのほうでは私、インターネットで調べた限りはないです。こういうものも、総務省のほうでも先ほど言いましたけど、県も補助を出しているような感じがあるんですが、公共施設に計画的に、できれば全部の公共施設に入れていくべきじゃないかと思うんですが、公衆無線LANを公共施設に整備するかどうか、お答え願います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地域情報化の推進ということで2点御質問をいただきました。

1つ目が、高速インターネットサービスの地域間格差の是正と、光回線が佐賀地区にはいっていないということで、情報格差の是正について、通信環境の格差が存在するというので今御質問をいただきました。御指摘のように、現実には格差が存在をしておるということは事実でございます。この解消に向けて取り組んでいくというのは、町としても大変大きな課題だというふうに受けとめております。

平成19年度に、いろいろケーブルテレビの整備を行うときに、いろんな難視聴対策とかケーブルインターネットの設置等を通じて、少しでも格差の是正につながればということでやってまいりましたが、現実には、今、依然として、この光については、そういう状況になっているというふうに受けとめております。ただ、ケーブルのインターネットでも今120メガのサービスということで、佐賀地区のケーブルを使っておられる方の約1割を超える方々が、今これを利用されておるというふうに聞いております。

通信速度で言えば、光のほうがよりベターだということになるんでしょうが、家庭で使用する

には何とか、日常的な生活の範囲内では利用できているのではないかなというふうには思っております。いずれにしても、今このケーブルネットがありますから、その業者に対しては光に負けないようにしっかりしたサービスの提供をしてもらうように、我々も、今要請もさせていただいておりますし、NTTのほうにも光についても、これは以前からそうですが、要請をしております。引き続いて、これは要望をしてまいりたいというふうを考えております。

どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、公共施設へのWi-Fi、公衆通信無線LANでございます。この設置を進めるよ
うにということで、今かなり無線LANの利用が進んでまいりまして、かなり便利な通信手段として活用されてきております。国は、御指摘のように、Wi-Fiの環境整備に向けて日本再興戦略、ことし閣議決定しておりますが、2020年まで、これ東京オリンピックがある年ですが、主要な観光防災拠点における重点整備箇所について整備計画に基づいて整備をしていくという方針を打ち出しております。県においても、山口フリーWi-Fiのプロジェクトということで取り組みを進めております。本町においても、こうした公共施設における無線公衆LAN、Wi-Fiの整備につきましては、今言われましたように、災害時も含めて、あるいはまた、いろんな情報を生かしていくという意味からも、住民の利便性ということも考えた上からも適当ではないかなというふうと考えております。全部公共施設というのは無理だと思いますが、佐賀地区を含めて対象施設、整備方法を具体的に検討を行なっていきたいというふうと考えております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 高速インターネットサービスについては、光回線というのではなく、Kビジョンのほうの回線をもっと高速にしていくということで協議していくということなんです。今、第4次産業革命というのが、2015年が産業革命、第4次産業革命元年ということ。いろいろ、例えば、エアコンとか家電製品とインターネットをつなげて外からもスマートフォンで操作できるとか、このインターネット、略称、Internet of ThingsとかいうIOTとか呼ばれるものとか、ビッグデータ、……ですね、そこら辺を全部つなげて暮らしを変えていく、第4次産業革命というものが起こってるらしくて、暮らしを変えていこう。第4次産業革命というものが起こっています。この9月2日の中国新聞が、「これがもうすごい、これから躍進する」ということで、人材不足ということ載っているんです。

こういう大きな流れがあって、国もその人材、IT関係の人材を育成しようという動きがあるわけです。そういう中で、そういう革命が起こっているわけで、その大きな流れの中で、私たちの暮らしがどんどん変わっていく。そうすると、ITを使う量もどんどんふえていくわけで、そうなるにつれて、必然とそういう配線が足りなくなっていく、速度とか先ほども言った映像なんて使えれば本当に足りないということになると思うんです。

それで、こういうのが発展している速度にそのインフラなどの整備がちゃんについてほしいなど、私は、平生町の通信インフラはちゃんについていけるようにしてほしいなどと思って、今回質問させてもらったんですが、それでKビジョンさんの回線を強化していくということなんですが、要望されると言われたんですけど、Kビジョンさんも会社ですから、やっぱりそこら辺の設備投資するにもお金が欲しいんじゃないかなということがあるんですけども、そこら辺町のほうで、今の平成27年度財産に関する調書には、Kビジョンさんに出資金として100万円出しているところなんですけど、これをもっとふやしたら……思いますけど、そこら辺、町の財政厳しいですが、そこら辺の出資というか、するかどうか、そこをちょっと聞かせてください。

あと、Wi-Fiのほうなんですけど、対象施設を全部の施設に入れたいということを今言ったんですが、全部というのはちょっと欲張りな発言だったかもしれないですけど、ただ、対象施設を絞って、何件かやってみたいということなんですけど、今回、例えば、総務省の補助がありますよね。それは何年続くかわからないですけど、もしそれをそのように使ったら、その後使えるとは余り思えないんですけど、その後、町のほうで随時お金を出してもある程度やっていくのかという、そこら辺もお聞きしたい。

あともう一つ聞きたいのが、今回公共施設ということなんですけど、平生町の観光地、ベスト5が特産品センター、大星山、般若寺、丸山海浜パーク、阿多田交流館ですね。特産品センターと般若寺については民間の、特産品センターについては、町が入ったということもあるんで、ちょっと公共ですからという思いもあるんですけど、ここら辺ですよ、外国の方がここに来られてそういう無線LANの。無線LANですが、インターネット環境を持ってない方が来られたけど、その機器は持っている。そういう場合、もし公衆無線LANがあったらインターネットにつなげることができるんで、そういう面で、観光地のほうにもできれば入れてほしいなど思ってるんですけど、ここら辺も、公共的なところは特にお願いしたいとこんなんですけど、そこら辺はどうなのかという、そこを聞かせてください。

あともう一つ、私もこれを調べるに当たって、自分が公衆無線LANというものに結構無知なんだなという、柳井市にある家電量販店に行って、あっ、こんなものもある、こんなものもあるんだってあって、しかし、これとこれの違いって何なんだろうと一生懸命調べたんですけど、平生町に特にそういうのが、何か知識が皆さんに広まってないみたいだなと思ってます。だから、こういう公衆無線LANを入れたら、入れた場所でこういうことができますよと、そういうのをちょっと町民の方に説明したほうがいいんじゃないかと。勝手に名前つけたんですけど、「公衆無線LANの使い方教室」みたいな、この……そこら辺の考えをお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 全体的な通信インフラの整備に向けての考え方も今いろいろお示しをい

いただきました。これからKビジョンのほうとも、これは今までもそうですが、しっかり連携を十分取って、引き続き、できるだけ需要拡大につながるように我々も努力をするけれども、Kビジョンとしても一定の投資をしてもらうように、これは引き続いて要望をしていきたいというふうを考えております。

Wi-Fiの設置については、今、具体的に検討するというふうに申し上げました。総務課長のほうからそこら辺の補足をさせますが、しっかりその辺の状況を見ながら、将来的な考え方については、状況を見て判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今回の町長の答弁に補足して説明させていただきます。

Wi-Fiの施設に関しましては、災害拠点ということも含めて、総務省からも今アンケートもまいっておりますので、当面、町内3カ所程度を災害拠点としての位置づけとしてのWi-Fiの施設を整備できるものであればしていきたいというふうに考えております。

これにつきましては、その総務省の整備もらってつくったとしても、その後は町で単独でどうかという話でありますけども、その辺は様子を見ながら、また財政的な面も考えながら計画を立てていければと思っております。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時15分からいたします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 先ほど、再質問のときにいろいろ答えてもらったんですが、ちょっと私の質問したものについて答えてもらってないような感じなんで、またちょっとお聞きします。同じ質問なんですけど。

先ほど言いましたように、観光地でのWi-Fiの整備、それをどうするか。これは観光関係の経済課のほうだと思うんですが。

あともう一つ、公衆無線LANの使い方教室、そのようなもの、……とか、その辺答えてもらってないので、そこら辺をお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 観光地も含めるかどうかについては、先ほど言いましたように整備対象

施設と整備方法について、今、具体的に検討をしておるということでございます。

それから、教室の開催につきましては、設置をして皆さんとの、地域の方々を含めてそこら辺については協議をしてまいりたいというふうに考えております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

内容は、防災対策、防災関連、災害対策関連の質問であります。先週末、台風12号、きょうの定例会ができるかできなくなるかというような状況がありました。ちょうど12号が発生直後、予想進路想定図というので見てみますと、5日の9時が室津半島、本町を中心に直撃すると、そういうふうな状況がありました。その前の、9、10、11と日本列島に甚大な被害をもたらしました。そういうふうなことから、今度は我が身か、平生に来るのかなというふうに心配しておりましたけど、きょうは下関をかすめて日本海へ抜けて、消滅するというような形になって一安心というところでありますけど、まだ12号でありますので、例年20ぐらいの台風が来るということからしますと、まだもう10回ぐらいこう憂鬱にならんやいけんのかというふうに心配をしておるところであります。

9月1日は防災の日、9月は防災月間ということで、防災対策を取り上げさせていただきましたが、8月の終わりに、NHKのデータ放送、いわゆるキャスターがしゃべって伝えるニュースではなくて、いわゆる文字で、自分で調べて確認をしながら出てくるニュースを県内ニュースということで見ておりますと、ちょうど10日くらい前、8月の終わりに山口市において、国が取り組んでいるといわれているBCPの策定の研修会が県内18市町の担当者を集めて、内閣府の防災担当の主査を中心に、そういう研修会があったと、こういうニュースが流れておりました。

それをちょっと詳しく調べてみますと、いわゆる近い将来必ず起きるであろう南海トラフの巨大地震に備えて、その被災を受けるであろう地域、山口県内の15ぐらいの市町村を中心に、このBCP策定を国レベルで進めていると、こういうことでありました。

このBCP策定と言っても、それは知らんでもいいのかもしれませんが、やっぱり地域住民の方はBCPって何かなと、こういうふうなことかと思えます。そこで、恐らくそのときの研修会にも本町から行かれておると思えます。内閣府の主査が講演されたと。熊本地震を引き合いに出されて、熊本地震の宇土市の例を引き合いに出して、あの宇土市はいわゆるそのテレビで皆さんもごらんになったと思えますけど、コンクリート建てでありましたが、上が潰れたと。それで業務が全くできなくなった。あのときも既に早くから耐震性という問題については、宇土市も把握をしておったし、十分承知をしておったにもかかわらず、ああいうことになってしまったと。これを引き合いに、内閣府の主査が山口市で1日も早くこのBCP策定を急いでほしいと、こうい

うふうなことであったということでありました。

このBCP、平たく言うと、簡単に言うと、これはどういうふうなことなんでしょうね。これをまず最初にお尋ねしたいと思います。よろしく。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 防災対策に関連をして、BCP、いわゆる業務継続計画について、どういふものかということでございます。その前に、今年の内閣府が先般8月の25日、山口市でBCPの策定の研修会が実施をされたことに触れられました。6月の議会におきましても、このBCPの質問をいただきまして、そのときに回答させていただいて、重要6要素について町内での策定状況について説明させていただきました。同時にそのときに、これから県でこの研修会が予定をされているので、町としても参加をしてまいりたいという回答を当時させていただきました。

そのように、25日は町からも担当職員が出席をしまして、この概要の説明を受けたところでございます。BCPについては、非常時優先業務をしっかりと策定をして、業務の執行体制、対応手順、必要な資源の確保等、あらかじめ定めておいて、初動レベルにしっかりと対応できるように、こういう災害発生時の混乱や、行政が機能不全になることを避けるための今回の計画ということになっております。

BCPには6要素ということで、6つの要素が内閣府のほうから、国のほうから示されております。1つは、首長が不在のときの明確な代行順位及び職員の参集体制。2つ目は、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定。3つ目が電気、水、食料等の確保。4つ目が災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保。5つ目が重要な行政データのバックアップ。6つ目が非常時優先業務の整理。

こういうことで、この一部については、本町も既に町の防災計画に取り込んでおりますから、県で言えば一部策定というところに入っておるんですが、今回こうした研修を受けて帰りましたので、これは全部でまとまった一つの冊子といいますか、そういうことに計画書でなくてもいいということですから、やれるところからやっていくということになろうと思いますし、それでも、これはうちはもうこれですよということで、永久不変なわけでもありませんから、できるだけいろんな経験や体験を積みながら、6つの要素につきましても、内容的にもより具体的で実効的なものに、これから経験を積みながら修正をしていくということがこれから将来は求められてくるのではないかとこのように思っています。そういう状況であります。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） ありがとうございます。今また本町の進捗状況は、町長が今言われるには、一部策定、こういうふうに言われましたが、というのは、そのときのニュースで、私はそのとき平生町は山口県内でかなり防災先進だなというふう感じたのは、そのときに私がそ

のデータを読んだときに、県の防災課に確認したんです。というのは、今、山口県では策定したのが7市町だと。宇部と山陽小野田、7つの市町にとどまっているということでしたから、あとの5つはどこかということを確認をいたしました。そうすると、平生町も入っちゃうんです。だから、19市町の中で7つに入っちゃうということは、だからいわゆる県の防災、もちろんその人によって個人差はあると思いますが、平生町も一応その中にクリアをしますという回答でした。だから、それはいいんですよ、もちろん。この防災対策というのは、これで終わり、エンドレスだろうと思います。もうここまでやったからもう大丈夫だということはないと思います。備えあれば憂いなし。そうして備えて備えて備えておいて、何にもないのがやはり一番いいことだろうと思います。

今、町長は一部と言われてる、県の防災はいわゆる今6つの条件出されましたけど、県の防災対策室は必ずしも6つじゃないんだと、3つの場合もあるし、4つの場合でもこの策定をクリアしたと言われるケースもある、こういうふうなことでありました。もちろんそれで、まだ足りんのだと、ここまでやってもまだ私は十分ではあるとは思ってないと、その気持ちは私は大事だと思います。そこで、もうちょっと何か今の質問で。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ちょっと先ほどの担当の総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 先ほど、中川議員さんのほうから御質問のありましたBCPの策定状況についてであります。

確かに、消防庁の調査の中では、県内19市町の中で、7市町が策定済みという見解になっています。ただ、その平生町の場合につきましては、地域防災計画の中にその6つのうちの4つ程度の要素が記載されているというところで、そういう取り扱いになっておるんですけども、ただそれを実際に具体的なものになっているかとなるとそうではありませんので、先日の8月25日に開催されました研修会で、いろんなノウハウをいただきましたので、それによって先進的な取り組みをしている市、または町の事例を参考にしながら、平生町バージョンとして策定していきたいというふうに考えております。

ですから、今年度中にはぜひ策定をし、また訓練等も行いながら、よりよいものをつくっていききたいというふうに考えておりますので、皆さんの御協力等をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） よくわかりました。とにかく先ほども言いましたように、くどいようですが、この対策防災ということに関しては、ここでもうええという線はないと思います。エンドレスでやはり緊張感を持って、これからその台風ももう10個ぐらいきます。そういうこ

とも含めて、南海トラフの巨大地震、そしてゲリラ豪雨、津波、いろんなケースがあろうかと思
いますので、緊張感を持って引き続き防災対策を進めていただきたいと思います。要望で終わ
ります。

.....
○議長（福田 洋明君） 次に、河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、一般質問を行います。

大きく3点。1点目は、第四次総合計画について。2点目が、効率的で質の高い行政運営につ
いて。3点目が、住民との協働の推進についてということでお尋ねをさせていただきます。

まず1点目、第四次総合計画について、2点の立場からお尋ねをいたします。

1点目は、最終年度の指標値を明らかにするべきではないか。2点目に、財政計画はどう推測
されているか、しているかということです。

まず、第四次総合計画について、1点目の最終年度の指標値を明らかにするべきではないか
ということで、町長の所見をお尋ねをいたします。前にもお尋ねをしたかと思うんですけども、
再度お尋ねをさせていただきます。

こう思う理由なんですけれども、まず平生町の第四次総合計画、これは行政の長として示され
た、行政と住民との共通の約束、これ羅針盤というふうに基本計画の本文の中でも初めのほうで
示されております。羅針盤というのは、船の行く先を示す道具でありまして、到達地点を示して
いる。やっぱりこの中では、前期の基本計画は27年度までということであって定められていたわけ
ですから、27年度の指標値ですね、これをやっぱり明らかにされる必要があるんじゃないかとい
うことで、この中の項目で思う理由の1点目。

明らかにしなければならないと思う理由2点目。まちづくり条例では、さまざまなことを住民
の皆さん方にわかりやすく情報を提供するというふうにお約束をされていらっしゃる。まち
づくり、これ住民との協働ということが大きなテーマでつくられている条例ですけれども、やは
りまちづくりに関するこの町の最上位の計画、いわゆる自治法の絡みで言えば、その縛りはとれ
ましたけれども、やはりみずから町の最上位の計画であるということから、やはり住民の皆さん
方にきちんとした情報提供をする必要があるのではないかと。

それと3点目に、計画に盛り込まれた指標がどう実行されたのか。やはり最終年度の指標値が
明らかでない、これの成果っていうんですか、評価、検証が全くできないではないかという立
場から3点からそれぞれ平成27年度の前期基本計画の指標値、これをやっぱり明らかにするべ
きではないかということ。

この9月の議会が決算月でございますので、ある程度補捉をされてるのではないかとこの
ふうにも、勝手に私思います。前期基本計画の最終年度の指標値は明らかにできるのかできないのか。

そういう行動をとられてないのであれば、今からでもやはりきちんとした、もう後期基本計画は策定はされてますけれども、やはりやったことの成果というのは、やはり情報の共有を住民の皆さん方とするというのは、1丁目の1番地はやはり町のスタンスではないかと思います。

理由を少し、なぜ思うかということもやはりきちんと私の判断なりをお示しをして、お話しをさせていただきたいと思います。

先ほどもお話しをしましたが、これ基本計画、行政の長として示した、行政と住民との共通の約束ということで、この計画書の「はじめに」の中で、町長みずから羅針盤ということで言われております。結果を示すことを、しかし今のままでは、策定の段階で、後期基本計画がもうスタートしてますので、ダブリますから、それほどこの町村もそうだと思うんです。ただ、そうではなくて、住民との真の協働を目指すのならば、どこもやってないことを町長やってみませんかかってことなんです。これが情報共有のまず第一番目ではないんでしょうか。行政の長として示した計画書であり、これが共通の約束、これを意味するのが町長の言われる羅針盤ではなかったのか。これに対するお考えをまず1点お尋ねいたします。

それと、2点目に申しあげましたまちづくり条例、これわかりやすく情報提供するというのをうたってらっしゃいます。この規定をちょっと読んでみますと、「町はまちづくりに関する重要な施策及び計画並びに条例（以下「政策等」という）の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、住民に対しわかりやすく情報を提供します」と規定されているんです。やはり先ほどと同様のことを申しあげるかもしれませんけれども、住民との情報共有、またそういう情報を提供するというのが町の一番の責務ではないかと思います。このことの具体的なアクションがやはり第四次総合計画前期の基本計画、最終年度の指標値を明らかにすることではなかろうかと思えます。

先ほども少し申しあげましたが、後期基本計画を作成する過程を考えれば、26年度の指標値を持って前期基本計画の最終年度指標値のごとく扱うことは、策定する側の問題なんですよ。住民の目線からすれば、その間の期間、こういう計画でやっていきますよということできちんとうたわれていらっしゃるんですから、根っこというのは、27年度の指標値を明らかにしてこそ、住民にわかりやすい情報提供がなされたということが言えるのではないのでしょうか。

3点目に申しあげました計画に盛り込まれた指標をどう実行されたのか。最終年度指標値が明らかにしないと、成果の評価、検証ができないということなんですけれども、これ後期基本計画でも検証ということでうたっていらっしゃいます。しかし、前期の基本計画と後期の基本計画を見比べてみると、前期の27年度の最終値の目標が、今度の後期基本計画の最終値の目標よりも随分と下がって掲載、指標値をされている箇所が数カ所あります。やはりこれらのことに関しても、きちんと説明をされるべきではないのでしょうか。

以上のことから、前期基本計画の最終年度、つまり27年度のそれぞれの指標値、これは明らかにする必要があると判断いたしますが、町長の所見をお尋ねいたします。できるのかできないのか。できないとすればなぜなのでしょう。ほかのところの町とは違う味をぜひとも出すべきではないでしょうか。どこもそういうふうやってらっしゃいます。だけどそれでは、住民との信頼関係は構築できないのではないのでしょうか。

まず1点目に、その第四次総合計画についてはそのことをお尋ねいたします。

2点目にお尋ねをいたしますのは、財政計画はどう推測されているかということです。財政計画、いわゆる基本計画を下支えする計画として3年単位の実施計画ということで、議会のほうにも資料をいただいております。この実施計画はいわゆる3年間を対象とするものでございますので、不確実性は非常に強いということは私も承知しております。その上でお尋ねをさせていただきます。

問題としたいのは、27年から29年の実施計画の中の一般会計財政計画と、28年から30年度の一般会計財政計画なんですね。これを見比べてみますと、歳入の動向でいえば、この27年の3月に策定された、先ほどの前に言った平成27年度から平成29年度の分、それと28年の3月に策定されて、私ども議会のほうに報告をされた28年から30年、この分の実施計画における一般財政計画、比較させていただきました。

1年の間で、歳入歳出の各区分、予算合計額の増大に少し疑問というか不安を抱くように私受け取りました。と申しますのも、歳入の動向なんですけれども、この1年間で各種交付金はプラスの方向で、地方交付税はマイナスなんですね。繰入金は3倍ぐらいのプラスで予想されております。地方債は28年度はマイナスなんですけれども、29年度はプラスの方向。歳出の動向なんですけど、職員給はプラスの方向ですね。維持補修費がマイナスの方向、扶助費がプラス。投資及び出資金がマイナス、繰出金がプラス、歳入歳出の合計額はプラスでずっと推測をされております。

今のことから判断するに、地方交付税に関して言えば、19億円台でずっと増加傾向を27年度にされていたようなんですけれども、18億円台で微減傾向に変わっていくと予想されております。繰入金なんですけれども、これ3倍強。当初、予測されていた27年から29年の分で、推測されてたのと全く3倍強ぐらいの、今度新しく28年から30年度ですね、繰入金を随分とことしの3月から推測をされていらっしゃるようです。地方債は28年度マイナスなんですけど、29年度は増加し、4億1,400万円ぐらいでずっと横ばいの傾向です。全体としても歳入歳出の合計額は増加傾向となっております。

これ先ほども申し上げましたけれども、実質計画ということですから、非常に予測されていらっしゃると思いますので、不確実性はとても強いと思うんですよ。どのように今後予想される制度改正

とか社会環境の変化とか行政ニーズ、これ変化をある程度おおよそに把握されての結果なんだと思うんです。この辺の理由をお尋ねしたいんです。1年ぐらいで随分と予算額で言えば大きく変わってきてますんで、今後の歳入歳出区分ごとの額と合計額、これどのように推測された、今での結果なのか。いわゆる、何遍も言いますけれども、将来のことなので、不確実性は十分に当初予算等を比較すると大きいものというのは重々わかるんですけども、そういう要因をどのように推測されていらっしゃるのか。今まで言ってこられたことと、多少予算額についても、各区分についても、あやふやなところがあるんじゃないかっていうふうに私勝手に解釈してますので、少しやはりこの辺はきちんと情報提供として説明をしていただきたいということで、どのように変化を予測されてるのか、この辺の判断を含めて所見を1点目にお尋ねをいたします。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 第四次総合計画に関連をして、2点今御質問をいただきました。

最初の最終年度の指標値、いわゆる平成27年度の指標値を明らかにするべきではないかということでございます。議員も御承知のとおりで、後期計画をスタートする、去年その作業を進めるということ、それまでの検証をまずやらないといけないということで、28年度からのこの第四次総合計画後期計画がスタートするためには、27年度中に後期計画の策定をしなきゃいけない。そのためには26年度のいわゆる直近の実績値を持ってこの策定をせざるを得ないという状況にございまして、これはどこもやっておるところで、平生町として独自の取り組みをせよということにございまして、一定のこの後期計画の策定について、集約をさせていただいておりますけれども、さっき決算の話も出ておりましたように、最終年度は27年度でありまして、最終年度の27年度の実績値をこれから策定といいますか、実績値をピックアップをして、目標値に対比をさせて、一覧表をつくるのは可能だというふうに思っております。したがって、別途前期計画期間の達成状況ということでお示しをしていきたいと考えております。

それから、一般会計財政計画について、3年間の実施計画における3年間の一般会計予算計上額がベースになっておりまして、どうしても年度間で制度変更等々あるために、将来的に正確に予測をしていくというのはなかなか難しいところがあります。ある程度の変動は避けられないところだと思っておりますが、今、各費目、地方交付税の傾向、繰入金が増加傾向、町債の推移、それから歳入歳出予算規模の動向と、これらの要因分析については、総合政策課長のほうから答弁をいたしますけれども、基本的に認識として、大変このままでいいのかなど、何とかしなきゃいけないなという考え方は、私も同様にこうした状況を踏まえて、財政の健全化をどうしても図っていかなくちゃいけないというふうな気持ちを持っております。

したがって、この推計については、できるだけその時点その時点で最新の情報といいますか、そういうものをしっかり踏まえて、より正確な策定にしていくようにこれからも努めてまいりたい

いというふうに考えております。

それぞれの要因分析については、総合政策課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） 御質問でございますけれど、それぞれの年度の財政計画額の各費目等を比較されて、主に今後の財政に不安を抱く理由というふうにされております。

1点目が地方交付税の微減傾向、2点目が繰入金金の増加、3点目が地方債の推移、4点目が歳入歳出予算規模の増加についてでありますけれど、1点目の地方交付税の微減傾向については、現在の国の財政状況や経済財政諮問会議での議論の推移を見ますと、今後においても交付税、総額は増大することは極めて困難であるというふうに考えているところでございます。

2点目の繰入金金の増加につきましては、1点目の交付税の減少、あるいはまた少子高齢化の進展によりまして、町税収入の伸びを期待できないことに加えまして、社会保障関係費の増加を見込む必要がありまして、そのすき間を埋めるためには、当面基金に頼らざるを得ないとの予測によるものでございます。当然、これを取り崩すばかりでは基金も底をつくということになるわけでございますから、基金依存体質からの脱却に向けては、行革実施あるいは財源確保、税収の確保などにも早急に取り組む必要があるというふうに考えておるところでございます。

3点目の地方債につきましては、交付税の組みかえ措置でございます臨時財政対策債が、約半分程度を占めるものでございます。その他は建設改良事業の財源として耐震化、あるいは各施設改良のため町債残高を減少させるために、償還元金内での借り入れ抑制対応としているものでございます。

最後4点目の歳入歳出規模の増加についてでありますけれど、これは国の予算、あるいは地方財政計画における規模や内容、つまり新たな施策開始や拡充などに左右されるものであります。できる限り施策の選択・集中によって、スクラップを実施する必要はありますけれど、特に社会保障関係で自然増加というのを見込む必要があるという現状では、予算規模の増加圧力がかかることは避けて通れないということになるというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 27年度の指標値は示すことは可能ですよということですから、大変住民の皆さん方と情報を共有する、とても大切なことだろうと思いますので、町長さんもそのような理解をされてると私のほうで思っていますので、ぜひ実現をいづれされると思いますから、期待しておきます。

ただ1点だけ、サンプル数っていうかアンケートをやられて、ずっとこれ指標値としてつくってらっしゃいますよね。これサンプル数の大小というのは、やっぱりこういう場合余り関係とらわれずに、いろんな形でできると思うんですよね。例えば、住民アンケートなんかは

2,000とか3,000とかそういう大きなサンプル数を持ってやってらっしゃいますけれども、結果指標値ですから、やはり100でも200でも世代別に小さな数でもやられるというのは、これすぐできると思うんですよ。今、ネットっていう大きなツールがありますので、これある程度モニター制か何かをして、すぐそういう形で発信をしていただければ、その結果指標値というのはすぐ捉えることが行政のほうでもできると思うんですよね。

ネットの一番いいところは、一方では片方通行なんですけれども、うまく使えば双方通行が可能というところがありますんで、ぜひこういう取り組みをいろいろされて、やはりこれ27年度の指標値、きちんとうたってらっしゃるわけですから、それはわかるんですよ。次の計画つくらんにやいけんけえ、それじゃったら最初からそういうふうに書きゃええじゃないかということ。住民の皆さん方にお約束した最上位の計画書でそういうふうにやりますよということなんだから、私は問題じゃないかというんです。そういうふうに約束しといて、26年度をやれば私は別に住民の皆さん方も不安にならないと思うんです。やり方としてはそういうふうになって、26年度を取り上げられる。結果としては27年度の指標値をその計画期間内には目標とされてるわけですよね。これいわゆる何て言うんでしょう、お役所仕事っていうんですかね。そういうふうになれば、そういうふうになっている仕組みの上で計画を策定していかなきゃいけないんじゃないでしょうかということなんです。それがまちづくり条例にも、こういうことが書いてあるんじゃないかと私は理解しているんです。

とりあえず私の目標とするところは、やはり27年度の指標値が明らかにされて、行政の仕事はこういう結果だというような形で評価されることだろうと思いますので、またこのことについては期待をしておきます。

2点目のことなんですけども、今後の財政計画なんですけれど、きょうの私のちょっと聞き間違いかもしれないんですけど、去年は地方交付税、27年度のところで増大ですよ、かなり。28年もうすぐ微減傾向。これ27年度は地方交付税は増加して、すぐもう翌年には微減傾向でずっと少のうなっていく。国の財政状況の推移を見ると、総額下降は今までのようなことはないだろう。そうすると、朝の決算認定のところで言われた27年度の地方交付税の増加、増加要因、いろんな算定要因がプラスになったけえっていうふうに確か言われた記憶があるんですが、私の聞き間違いじゃったのかどうか。

決算のこと今言いましたので、また決算のところで改めてお尋ねをさせていただきますけれども、こういうふうきちんと説明されることというのは、非常に重要だと思うんですよ。議会でもこの実施計画をつい投げ出されるのではなくって、こういう要素でこういうふうになってるというのは、やはり説明されるべきではないでしょうかね。そのことは強く申し入れをしておきます。つくったらつくりっぱなしにされないように、そのことでまた、よくつくりっぱなしになります

ので、そのことはまた、今のことをあわせて見守っていくということで、一番初めの質問は終了させていただきます。

2点目の質問にいきます。効率的で質の高い行政運営についてということで、3点ほどお尋ねをいたします。

1点目はグループウェアの利用について。2点目は効率的で質の高い行政運営とは。3点目はグループウェアは再構築が必要だということでお尋ねをいたします。

まず、この質問をする理由を申し上げます。これ質問する理由は、地方自治法98条第5の規定に基づく事務検査を総務厚生常任委員会の中でいたしました。この事務検査時に提出された資料、きょうの朝方の中にも事務処理ミス防止対策についてのことが少し触れられていらっしゃいましたが、その中で多くの課で事務処理ミス防止対策について課内のコミュニケーション不足、業務情報の共有化の必要性が挙げられています。これってもう随分前からずっと挙げられていらっしゃるんですね。私が議員になったすぐぐらいのころから、このことはいつも対策としてやってこられたというようなことで。それぞれ要因があるんでしょうけれども、私なりに考えると、25年からグループウェアという情報共有のツールを庁内全職員さん使っていらっしゃると思っています。これにも多少問題あるんじゃないかなというふうに実は思います。

今も申し上げましたけれども、平成25年の1月からグループウェアを行政改革の中で取り組みますよということで、再構築をして庁内の情報化を推進されていらっしゃいます。これ予算がずっと一緒なんですけれども、情報通信機器使用料及び賃借料、庁内情報管理システム毎年92万1,000円を当初予算で利用されて、情報の共有化、コミュニケーションツールとして利用されている。これをうまく使われていらっしゃらないんじゃないかと思うんですね。

いろいろと調べてみますと、このソフトというのが公開羅針盤+Cっていうソフト、これいわゆる行政のグループウェアの中で結構使われてるソフトなんですけれども、これの有効利用っていうんですかね。と申しますのは、私現状はよくわかりません。このグループウェアも私使ったこともないし、カタログだけしか見ないんですけれども、いわゆるキャビネット不足、いわゆる今の公開羅針盤+Cというのが、職員さん個人と課長さん、それと全庁でキャビネットが構成されていると思うんですけれども、これでは課内情報の共有化というのがなかなかできないんじゃないかと思うんです。いわゆる一般的には、グループウェアを使うメリットっていうのは、情報業務知識の共有をすることで、知識の検索ができて、知識の蓄積もできると、これが一番のメリットっていわれてるんですね。つまり業務情報のいろんなことが検索できて、業務の中の情報が蓄積できる辞書の機能、辞典の機能をできるということが大きなメリットなんですよね。それで後は、業務連絡の効率化、半ペーパーレス化、それとワークフロー、これ作業の簡略化、いわゆる稟議書とか回覧書、回覧文、決裁を受ける処理等も瞬時にできるということですね。

一般的に逆、その逆は、一般的に言われてるデメリットは、グループウェアっていうのは、フラットなコミュニケーションツールではないということで、やっぱり組織内、縦の関係のツール、なかなかフラット、横の関係のコミュニケーションツールにするには、よほどの最初、目的をはっきりしとかなないと導入はなかなか簡単ではないですよということなんです。

今の私が言いました公開羅針盤+C、25年からですから、もう少しすると5年たちます。やはりこういったソフトウェアというのは日進月歩でして、大体5年ぐらいでソフトをやりかえられたりとか新しいものにされたりとかっていうのが、大体どこの自治体も検討されているようなんですけれども、現状のどういうふうにグループウェアを使用されているか。つまり、パソコン等も苦手な人もかなりいらっしゃる一方で、今の若い人たちっていうのはそういうデジタルを使ったコミュニケーションというのは得意という世代でもあるんですね。これがうまくことマッチングしないと、グループウェアっていうのは、なかなかうまく機能しないというふうに言われてるんですが、現状について、どのような利用方法をされているのかお尋ねをさせていただきます。

課内の例えば、総合政策課なら総合政策課内でのいわゆるその情報共有、知識の共有、検索、蓄積、そういうものをするようなシステムにこれになってないんじゃないかと思うんですけれども、そういうシステムができるのかどうなのかお尋ねをいたします。

2点目に、効率的で質の高い行政運営とはということでお尋ねをいたします。先ほども申し上げましたけれども、総務厚生常任委員会で事務検査をしたときに、課内のコミュニケーション不足、業務情報の共有化の必要性、結局これ何年も前から同じことを言われてその対応策もされるということで、きょうも朝方、そのことには町長さん触れられましたけれども、あやふやなままでもその場しのぎの対応で処理されているとしか思えないんですね。

確かに行政改革でも、効率的で質の高い行政運営というのは、人材育成を目的にされていらっしゃると思います。これやはり視点が違うんじゃないか。行政運営というのは、町の皆さん方、公務というのは何のためにやっているかっていうと、やはり住民目線というところで、きょうも朝方接遇改善というようなお話も出ましたけども、やはり平生町役場の見える化、仕事の見える化をするためには、やはり私社会人になってすぐ言われたのは、報告、相談、連絡は5W1H、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのようにしたという、これ基本だよ君ってよく随分と忠告されました。やはりこういうことを徹底されないといけないと思うんですけれども、行政で言われる効率的で質の高い行政運営というのは、何を持って根拠とされているのか。

つまり、きょうも随分お話を聞いてますと、今後は想定のできない、もう既に少子化も始まっている、高齢化も始まっている、これから超超超高齢化かもしれません。つまり今までにやってたようなことでは、これからの時代は切り抜けていかれないと思うんですよ。これまでに経験したこ

とのない、新しいことを創造したりとか、正解のない、どれが正解っていうのはないですよ、今の時代。この課題を解決するっていうのは、やはりある程度の根拠、理由に基づいてやっ
ていかないと課題を解決する力っていうのは育成できないんじゃないでしょうか。人材育成とか
職員研修とかそういう観点で実施をされていらっしゃるのでしょうか。引き続きそのことをお尋
ねをいたします。

3点目にグループウェアは再構築が必要ではないかということで、先ほどと少しダブリますけ
れども、グループウェアをうまく利用すれば、かなり課内のコミュニケーション不足とか情
報の共有、知識の検索、蓄積はできると思うんですよ。これ今のグループウェアが何か不便な感
じで再点検をされて、今本当に必要な機能をできてるのかどうなのか、再点検をされる、再構築
をされるべきではないかと思うんですけれども、先ほども言いましたけれども、大体こういった
ソフトウェアというのは5年周期ぐらいで皆さん更新なり、新たなものを購入されたりするとい
う自治体が多いように私思っています。実際そのようにされているところが多いんですけれども、
今後、どのような計画なのかどうなのか。

それとグループウェアを使っていらっしゃるんですけれども、これ運用管理要綱とか規定とかい
ろんな形で規定されているのでしょうか。いろいろ調べてみますと、行政のほうに載ってないも
のでわかりませんので、どのような運用管理をされているのかどうなのかお尋ねをいたします。

以上3点お尋ねをいたします。以上です。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時20分といたします。

午後3時08分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

効率的で質の高い行政運営について3点御質問がありました。

グループウェアでございますが、コミュニケーション手段として一つの有効なツールだとい
ふふうに認識をいたしております。

そして、今ありました利用状況と再構築に向けて運用管理規定の問題につきましては、総務課
長のほうから答弁をさせていただきます。

今、第四次総合計画を策定をいたして取り組んでおりますけれども、その総合計画の中で一つ、
まちづくりの、さっきの話じゃないけれども、羅針盤ということで、効率的で質の高い行政運営
というものを計画の基本的な考え方として示しております。本年度から後期計画がスタートいた

しておりますが、同計画におきましても適切かつ効率的な行政運営を進めるということを規定をさせていただいております。

地方自治法の第2条におきまして「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められております。同法の規定に沿った形で同計画に掲げているものと考えております。

今後は、こうした後期計画をベースにしながら、第六次行政改革大綱の着実な実践、遂行をしてまいりたいというふうに思いますし、職員の研修、人事評価、これらを実施をして職員の資質向上、能力開発、こういうものも進めていきたいとします。職員の人材育成を通じて、結果的には、そのことが住民福祉の向上につながっていくという基本的な考え方に立って、これからは質の高い行政運営につながっていくように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 私のほうからは、利用状況と再構築及び規定について補足説明させていただきます。

まず、利用状況につきましては、今、庁内のグループウェアにつきましては、庁内全体で情報の共有化を図ることを基本に運用をしておりますので、現在は、課内での情報の共有化については、電子メールを利用した情報提供が主な手段となっております。

ただ、今後の運用につきましては、掲示板機能等を課内での情報共有手段としても活用する等、情報の共有化を図りながら、グループウェアの一層の有効利用に努めていきたいと考えております。

次に、再構築もしくは規定という話でございますけれども、現在、運用管理規定につきましては、策定はいたしておりませんが、グループウェアを利用する上で必要なセキュリティー対策につきましては、平生町情報セキュリティーポリシーというものがございまして、それに準拠した形で運用を行っております。

しかしながら、現行のシステムにおける機能を再度確認させていただきながら、本町のグループウェア運用管理要綱を整備していき、活用することで一層の情報共有の効率化に努めていきたいと考えております。

また、再構築も含めて考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） グループウェアについては、今後見直すというか、有効に活用されていくということですから、またこれもちょっと時間を置いて、再度またお尋ねをさせていただきたいとします。

効率的で質の高い行政運営というのは、確かに地方自治法の2条に住民福祉の向上、最少の

経費で最大の効果を挙げるっていうふうに確かに書いてあります。規定されているわけですが、これも、これのそしゃくをしてどういうふう実践するか、これが大きなそれぞれの自治体の命題だと思います。

繰り返すようになりますけれども、見える化ですよ、いわゆる5W1H。行政っていうのは、運営に対して、いつ、どこで、誰が、何を、何のために、どのようにした、こういうことをされることで、誰にでもわかる行政運営っていうのが可能ではないかと私理解しているんですよ。やはり最小限の情報で最大の伝達ができるのが、やはりいつもこの5W1Hを忘れないということ。このことはまたお尋ねをさせていただきます。2番目の質問は以上とさせていただきます。

3点目に、住民と協働の推進についてということでお尋ねをいたします。

これを聞くのは、実は、町内6地区で、きょう朝の行政報告の中でも協働のまちづくり、6地区全て敬老会で主催される予定ということで、各地区のコミュニティ協議会、報告をいただきました。

もう既に、この町内6地区でコミュニティ協議会が設立されているんですけれども、今後の地域でのコミュニティ活動のあり方っていうのは、どういう支援を町では体制で臨んで、どういうふうにするのか、ちょっとイメージが湧かないもんで、いろいろとお尋ねをするわけです。これのもととなったのが、たしか平生町協働推進プランを読み直してみたんです。この中で少し気になることがありましたのでお尋ねするんですけれども、この協働推進プランの中で、地域づくり支援センターなるものを計画を予定されていたようです。つまりこれ、何で推進をされるかという、今もう既に立ち上がっているんですけれども、各地区にコミュニティ協議会を設立することで、地域づくり支援センターなるものを協働の拠点、住民と住民、住民と行政、協働の拠点として、これ、町の中心部に地域づくり支援センターですか、仮称っていうふうに書いてあるんですけど、これ設置するっていうふうに、一応このプランの中で計画をされてます。

しかし、これは設立をされずに、今現在、もう既に各地区でコミュニティ協議会なるものが設立をされてるわけですが、多少なりともこの修正なりをされてるんじゃないかと思うんですよ。やはりこれらも経緯っていうか、それぞれこういうふうプランとしては思ってたけれども、現実にはこうした。そういうのがやはり先に少し住民の皆さん方に語りかけるっていうんですか、お話ししなければならないんじゃないかなって思うんですよ。なかなかコミュニティ協議会も、かなり今住民主体の活動ではないですよ。正直なところ申し上げまして、かなり行政のほうに力を入れられて、行政の手が離れたときにどうなるかっていうのを非常に危惧してるんですけれども、これ今後、協働推進プランに基づいた地域コミュニティ活動の方向っていうんですか、イメージ。これ、その中にも図がたしか書いてあったと思うんですけれども、よく見ると地域づくり支援センターなるものほどこにも、その文章の中には文言は書いてありますけれども、

そのイメージ図には掲載されてなかったですよ。ますますイメージが、今後地域はどのようになるのかなと思って。その思う理由をまた最近のことで少し例を挙げてお話をいたします。

まず、教育委員会との絡みですよ。朝、公民館を今後地域交流センターへ名称を変更すると。今後は、コミュニティ協議会役員と話をし、こういうふうな名称を変更するっていうようなことを言われましたけれども、これ、今のところの条例とかそういった絡みも当然出てくるだろうと思うんですけども、どのような教育委員会とのお話になってるんでしょうか。つまり、公民館ですよ、これは教育委員会の所管ですし、各公民館では、いわゆる社会教育団体、それとかイベントとか、祭りとかですよ、いろんな形で地域と密接に連絡を取り合いながら、現実には、これらは協働されていると思うんですよ。教育委員会との絡みはやはり一番に。たしか前のときにもそのようなことでお尋ねをしたんじゃないかなと思うんですけど、現在のところ、どういうふうなお話になってるんでしょうか。これはまた、最近のことを思い出すと、佐賀できょうも防災訓練のことを言われました、児童生徒の宿泊訓練。これ、確かに宿泊訓練、児童生徒はされて、その後、地区の防災訓練をされたっていうことで、これ、小学校3年生以上と中学校の希望する生徒ちゅうことで子供たちはやられたと思うんですけども、ちょっと思ったのがですね、やっぱり子供たちは安全に避難することを優先するべきじゃないか。いわゆる心肺蘇生法とか初期の消火訓練ですよ。果たして小学校3年生、これ、学校でもやられてるのかどうなのか、そういう。やっぱり学校は、一番は避難じゃないかと思うんですよ、いろんなことで。その辺のところは、教育委員会と非常に密接に協議をされて実施をされたと思うんですけども、子供たち、体力・知能、まだ劣ってますよね。それでああいうふうな訓練をされるっていうことは、果たしてどうなのか。持ち方にしても、消火器1つについても、細かなことを言うようですけども、抱えて5メートル以内に行くようにされてますけど、果たしてそれが子供たちに、いわゆる体験とはいえどうなのか。非常に疑問を、あの光景を見たときに私すぐそう思ったんですよ。その辺のところの協議っていうのは、教育委員会と十分にされた上での結果なんでしょうか。命の危険っていうことを子供たちにわからずにそういうことを訓練させたっていうことは、非常に疑問があると私は思いました。教育委員会とその辺のところっていうのは、どういうふうにお話をされての結果なのか、疑問に思いましたので、お尋ねをさせていただきます。

一番、次に気になるのが、いわゆる何遍も言いますけれども、公民館は教育委員会の所管っていうことで、教育委員会の職員さんもいらっやいますけれども、ですからもう一度言いますけれども、教育委員会といわゆる今度仮称でコミュニティ地域交流センターですか、その辺のところの法律、上のほうのいわゆる法律との兼ね合い、また条例との兼ね合い、どのようなお話になってるのか。

以上、平生町協働推進プランの具現化として地域づくり支援センターのこと、それと教育委員

会との連携ってということで、2つほど事例をあわせてお話しましたが、どのようになっているのかお尋ねをさせていただきます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 住民との協働の推進についてということで、地域コミュニティ活動の今後の方向、今後の方向性はどうなっていくのかということで関連をして、最初に、地域づくり支援センターの、いわゆる推進プランの中でうたっておりました、仮称ということで設置をするようにいたしております。これは、この中にコミュニティ協議会の設立支援というのが確かに入っておりますが、現実には、まちづくり推進班を中心にして頑張ってくれまして、こうした地域との連携の中でコミュニティ協議会、6地域でスタートすることができました。

ただ、その中にも示しておりますように、住民との協働の拠点、あるいはまた、それぞれの交流、あるいは情報の受発信を通じて住民活動の活性化等々、また、この支援センターとしてやって取り組んでいかなければいけない課題っていうのはたくさんあると思います。これは、引き続いて支援センターの設置に向けて、これはこれで取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

それから、もう1点の教育委員会との関係でございますが、町長部局としっかり連携を協議をしながら、今この公民館の扱いについても取り組みを進めさせていただいております。この交流センター移行に向けての計画を今、具体的に取り組みを今後進めていくということになろうと思っておりますし、まずはコミュニティ協議会の、きょうも申し上げましたように、近々役員の皆さんとも意見交換をしていこうということで、公民館を一つのコミュニティ協議会の拠点施設として、生涯学習の拠点であると同時に、まちづくり、公民館の機能に地域づくりの拠点としての機能を加えていこうということで、取り組みをこれからより地域に根差した形の活動が展開をしていけるようにということで考えております。それをいろいろ各地域の取り組みを調整をしたり、あるいは交流をしたり、その辺の段取りをこれからも地域づくり支援センターが担っていくということも十分考えていかなければいけないというふうに考えております。

いずれにしても、こうしたこれからの具体的な移行に向けては、今の考えでは、3段階ぐらいに分けてですね、初期、中期、最終期と、それもできるだけ早くできればと考えておりますけれども、自主運営が、自主管理がしていけるように、ぜひ取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、佐賀小の訓練については、担当のほうから御報告を申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 補足説明をさせていただきます。

佐賀地区の防災訓練につきましては、冒頭に町長のほうから、行政報告の中で申し上げました

ように、佐賀地域ぐるみの防災キャンプということで位置づけをいたしております。

この防災キャンプの中に防災訓練を取り入れることにつきましては、教育委員会含め、学校関係者も含めて何回も協議を重ねた上での行事予定を作成いたしております。

総務課といたしましては、防災担当でありますので、当日は、日曜日の午前7時からお昼までというところで時間をいただきました。

子供たちにそういった活動の、実際に体験をするということはどうなのかという話でございませうけれども、地域の方と一緒にそういったことを取り組むということが、また地域ぐるみの防災キャンプの意味合いでもあろうと思いましたが、子供たちに消火器を1人で抱えていってもらいたいということは、体力的にも難しいところもありましようから、地域の方も一緒になって取り組むという気持ちということで、そういった体験訓練も実施をさせてもらったところでございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 地域づくり支援センターと地域づくり交流センターの絡みに関して、今後、具体的な方向、移行、3段階で早く発表する、いずれにしても自主運営っていうことで、大まかには想像すると、地域づくり支援センターも、地域交流センターも、地域の皆さん方に自主運営をしていくような組織づくりでいくつちゅうことの確認をちょっとしたいんですけれども。

それと要望なんですけれども、何遍も言いますけれども、いろんなことが、誤った情報、それとか不安な立場での場合、やはりいろんな情報が交差すると思うんですが、それを打破するっていうか、正確に情報を伝えるのもやはり5W1H、いつ、どこで、誰が、何をして、何のためにどうするか。これをきちんと言っとけば、いろんな情報、誤った情報を受け入れても、しっかりと正確に伝えることができると思うんです。早いうちに、町長さん、これを取りまとめられて、早いとこ地域に、イメージとしてはどうなのか、イメージが湧くっていうのは、見える化っていうのは、みんなが共通に想像できるっていうことですから、やはり5W1H、いつ、どこで、誰が、何をどうした。これができれば、皆さん、共通の土台へ少なくとも上がることでと思いますので、これは強く要望しておきますが、その前に、自主運営に関しては、職員さん、今公民館いらっしゃるんですけど、これらは職員定数の問題もありますから、多分引き上げられるんだとは、引き上げるっていう言い方は、もう配置をされないかどうなのか、その辺のことを1つお尋ねしておきます。

それと、先ほどの防災訓練なんですけれども、確かに地域の方と一緒にやること。しかしながら、現実としては、そういう可能性っていうのは、いわゆるそのレベルじゃないお話の防災訓練じゃないかと思うんですよね。やはり子供たちは、自分たちで命を守るっていうことをメインに

教育していくのが私は教育じゃないかと思うんですけどね。学校じゃあそういうことをしてるんでしょかね。そういう話し合いってというのはどうだったのか、教育委員会に改めてちょっとお尋ねをしておきます。お話の中でどのような結果でそのようになったのか、教育長さん、突然振って悪いんですけども、やはり一番は、今までの東北沖地震のことでも、やはり命を守るアクションが子供たちにとっては最善、未来を託す子供たちですので、そういう取るべき指導、大人としての責任じゃないかと思うんですけども、それがなぜ、私、どうもその辺が私、理解できんのですよ、一緒に地域の方々と一緒にやるっていう。でも、現実にはそうじゃなかったですよ。ちょっとひどい言い方かもしれませんが、それぞれ3人グループに子供たちがなあって、子供たちは子供たちで前へ前進して水の入った消火器を噴射したと。決して地域の方々と一緒に、それはその場は一緒だったですけども、子供たちがもしああいう知識っていうか、そういうことをしなきゃいけないって、子供たち純粹ですから、案外。やはり一丁目の一番地は命を守る自分の避難、そのためにはどういう行動をとらなきゃいけないかっていうのをやはり私たちが教えなきゃいけなかったんじゃないかなっていうふうに思うんですけども、どういう話の内容だったか、少しお尋ねをさせていただきます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 再度の質問ですが、公民館等につきましては、コミュニティ協議会の、先ほど言いましたように拠点施設として、地域交流センター、仮称でございますけれども、移行していく準備を進めております。段階的に自主管理、自主運営がしていけるように、このセンターへの移行を図っていきたいということで、教育委員会ともしっかり協議をしながら対応していくということになると思います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 地域ぐるみの防災キャンプについてのお尋ねでございます。

これは、当初、2日間予定しております、今、自分の身は自分で守るっていうのを指示するのが子供のほうの訓練じゃないかというお話でございましたけれど、もちろんそれ、大変重要な要素だというふうに考えております。

このキャンプの目的っていうのは、そもそもはもうそこに子供たちが参加することがそこにあるというふうに考えてますので、特に、1日目のメニューは、もうそこに集中していると。

ただ、その宿泊体験を地域ぐるみでやることの意味ということは、いわゆる災害が起こったときに、その地域にそこで何が大変になってくるのかっていうと、避難所生活がすごく大変であろうと。その避難所生活をどういうふうに送っているのかっていうことをまず一つは子供たちに体験をさせると。そうすると、その中で自分たちの役割がいろんなことが見えてくるんじゃないかっていうのが大きな課題の一つでした。その中で避難所生活がどんな状況であるのかとか、それ

から、板の上では痛いので、段ボールの上で寝るといことがどんなことなのかとか、そういったことを実感しながら、いわゆるいろんな訓練もあわせてやっていくというのが趣旨でやっていると思います。

今お尋ねのほうは、2日目の体験型の訓練です。これ、総務課のほうと地域の人たちとどういことができるかっていうのをさんざん話し合いをして、総務課長も言いましたけど行っております。3つ、その中であって、1つは心肺蘇生法ということで、これは今小学校なんかでも6年生ぐらいであれば、もう十分やれるっていうことで、実際にはそこまで本当の場面ではできるかどうかということにはわかりませんが、仕組みは全部知っておこうということで、今、学習もほとんどしております。それから、もう1グループは、車椅子体験だとか、簡易担架っていうようなことなんですけど、これも、車椅子体験のほうは福祉の関係からいろんな場面で全学年でもやりますけど、小学校4年生ぐらいが中心に福祉が入っていきますので、体験型をやっていくということが出てきております。それから、初期消火訓練っていうことで、今の消火器っていうような話になるとちょっとあれですけども、いわゆる簡易型の消火器、その訓練はどこの学校も多分全部やっています。子供たちが実際に体験すると、前は実際に火をついたところを本物の消火器で消すっていうことをやってましたが、今は水消火器で、事故が起こってはいけないということで水消火器で今は訓練をやっていますが、それは同じような場面であったと思いますけれど、それもどういふうにやるのか、ピンを抜くとか、何メートル離れてやるのっていうのを消防署の方にも来ていただいて実際に訓練もやっております。そういったことを通して、家族みんなが家へ帰って話し合いをしてくださいねっていうようなことも子供たちにも伝えるし、家に本当に消火器がありますかとか、本当に家族の方は消火器が使えますかというようなことまであわせて子供たちにも教えていくということを通して、実際にその場になって子供たちができるかどうかということもありますけれども、いろんな波及効果っていうことを狙ってやっているということで、そのあたりはそれほど大きな問題はないんじゃないかなと私のほうでは考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 教育長、ありがとうございました。どうも私古いタイプの人間のように、子供たちにそういう現実、実情は、全然承知しておりませんでした。

ただですね、いろいろ4年生とかいろいろ絡みがあって、たしか最初に3年生以上が参加の対象、そういう学年でいろいろあると思うんですね。やはりその辺の細かな配慮を今後ともしていただくことは、この場を借りて強く申し上げておきます。

ただ、私の子供・児童に対するいわゆる防災訓練の認識が大変不足しておりまして、教育長に答弁させたこと、深くおわび申し上げます。以上です。終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 行政報告について、ちょっと町長のお考えを聞きたいことがあります。

まず、その一応中心は、いわゆる町長といわゆる執行部と議会の信頼関係です。今回の冒頭に謝罪をされました交付税に関する件で、私は信頼関係が大きく崩れる事態になっておるとも思うし、このことについてお聞きしたいです。

まず第1に、議会で総務厚生常任委員会で調査をされるという案が出ましたときに、98条の規定について、それと実例について、委員としてもやっぱ知っておく必要があろうということで、どういうことが調査できるかっていうことで、一応、決算の認定を済ませたことについては、一応、遡及して調査することは適切でないという話は皆さんにも話をしました。大体共通認識で始められたと私は理解をしております。したがって、その総務厚生常任委員会の審議結果の報告を受けたときに、執行部のほうから「決算で済んでおるんじゃないか」っていう発言が何度かあるかという具合に、そういう発言があったと報告を受けております。このことについて私は、98条の事例との関係で、ちょっと申し上げておきたいことがあります。

98条が、認定したことを遡及してやるっていうことは、適当でないという表現をしておることと、今まで同じことを繰り返したから、全部がどうなっておるかを検証することとは違うんですよ。ですから、決算が出過ぎておることじゃないかということをお申されるっていうことは、何で決算で認定をしてきたかということをおまず初めに考えてみてください。間違いを犯したと、21年のときには担当者が報告をして課長がおわびをしました。その後のときには、課長が報告をして副町長がおわびをしました。また同じことが起きたと。そのときに対策をちゃんと進めて再発防止をするという話をされたんですよ。ですから、決算の認定は、そういう前におわびをして対策を講じるという前提で認定をしてきているんですよ。ところが、その前提が崩れたら、その対策について問うのは当たり前なわけなんです。だから、あなたの方のほうで決算の認定が済んでるっていう言葉が使われるっていうことは、約束を守ってないっていうことを忘れておられるんじゃないかということなんです。対策をするということは、再度ここが来ますからね。

それから、所管外の議員からも、執行部がそれを言うのは間違いやなっていうほかの議員さんからも出ましたよ。こここの、認識をちょっと正してもらいたいと思うんですよ。

そういう前提で決算の認定をしてきてるっていうことだけはよくわかります。同じことを繰り返せば、その事務について調査していくのは当然なわけですから。認定した数値をいろいろ言ってるわけじゃないんですけどね。

それともう1つ、これが私はね、納得できないのがね、この報告書は町長も触れられました。

けさ委員長が報告した。この最後のところ、いわゆる事態の発生を1年前に掌握しながら報告がなかったことは、車の両輪に例えられる議会と執行部の信頼関係を損ねるものであったと、こう書いてありますよ。これに対するお考えも何も言われませんでした。

さて、信頼関係が一番なんですよ。信頼関係を、私はまず一番先に思ったのは、27年の10月に掌握をされて、28年の6月まで報告をされなかったかというのは、あのときにも聞きました、前にも。ここがやっぱり一番疑問なんですよ。できることなら報告しないで済まそうっていうことがあるなら、信頼関係を損なうことになります。どうして早くその事態を掌握したときに、このときには大体6,000万円ぐらいの金額はわかっているんですよ、掌握されたときに。前年とえらい違うから発覚したわけですから。そのときに、確定はしないけど、こういう事態が起きてるっていうのは報告されて当然だろうと思うんですけどね。信頼関係を保とうという気があられるのかどうか、私はここをちょっと一番心配なんですよ。2点です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 決算認定との平成21年度と26年度に続いて今回のミスということで、以前の2点の調査について、決算の認定をいただいておりますという、これは決算全体の認定をいただいたという判断で、当然その中にはこの再発防止をやっていくというその時点での決意を込めて対応させていただいたというふうに思っておりますが、結果的には御指摘のようにまた事故が起こっておるわけでありますから、そういった意味では、改めて調査権限っていいですか、そういうものについては、私もそのことについては協力をさせていただいたと、真摯に対応させていただいたというふうに思っております。したがって、その点は、前段での議論は確かにありましたけれども、それは真摯に対応させていただいたところですよ。

それから、委員長報告で今のところについては、私もあれば触れようと思っておりましてけれども、最終のところは指摘がなかったように思っております、私も今これ見ておりましてけれども。

いずれにしても、議会との信頼関係っていうのは、今回、もっと早い時点でそれができたんじゃないかという御指摘でございます。確かになかなか対応は、県なり、国なり、不確定な状況が続いてまいりました。その修正方法をどうするか、あるいは時期はどうするか、金額的には、確かにこれはそのぐらいの金額になるかもしれん、これは多少動くかもしれないということで、いろいろその時期はあったと思うんですが、タイミング的には、ある程度不確かな段階で公表というのは、やっぱり慎重にならざるを得なかったというのが現状でありまして、そのかわり、この処理方法、修正方法が明確になった時点で、すぐ議会にはこれは報告をさせていただこうと。報告しなくて済むんならすまいというような性質ではありませんから、これは当然、議会にも報告をしながら、交付税の修正ということになってきますから、当然、その時期というのは、我々と

してもタイミングをしっかりと逃さないように対応させていただきなきゃいけないということでやってまいりました。

しかし、そうは言っても、今回のことは十分ミスの問題もありますし、今回のこの報告の件も教訓として、しっかり次に、次あっちゃいけませんけれども、生かしていくようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 私は今度の補正予算を見てびっくりしたんですよ。交付税の減額が2,000万円なんですよ。18億円ぐらいの金額で2,000万円減らすとわかっているなら、例のこのことを報告されなかったら、いろいろ計算しましてここらに変化ありますよいうたら、それを私どもは納得するしかないんですよ。そういう関係なんですよ。あなた方がやろうと思えばですよ。そこにはやっぱり信頼関係っていうのが、だから大事だということ。いろいろあるのはあるでしょうけど、それは言いわけになるんですよ、私から言わせたら。こういうことを間違えて、これだけの金額があるから、そうだったんですから、10月なら10月なり、12月に議会がありましたから、12月の時点でも比較的な数字で、はっきりと財政担当が試算したらこのぐらいのことがあるという報告をされてしかるべきだと私は思うんですよ。今後のことがありますからね。これ、ずっと今回黙って通していたら、私どもも気がつかんかったと思うんです、この2,000万円ぐらいの差でしたら。6,000万円と聞くとやっぱ随分違いますからね。それはそんなことはないってやっぱ言うたでしょうけど。あなた方と私なんかの議会との関係は、いわゆる資料、データというものの持ち合わせは、そういう関係なんですよ。だから、信頼関係がなかったら、情報は吸えません。私はいつも、私の議員としての立場、議会と執行部との関係は1歩離れると、2歩は離れるなというのがずっと私の持論でして、議長に就任したときにも、公の場でもちゃんとこういうことをずっと言ってきていました。議会もやはり信頼関係をちゃんと保つための私は関係だと思っていますから、ちょっと信頼関係をどうつくっていくか、やっぱささいな小さいことでもちゃんと報告して、信頼関係をつくっていくと、これが一番大切なんじゃないですか。再度、町長の考えを聞いておきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今言え言いわけになると、こういう話になろうかと思えます。この修正方式が出たっていうのが5月の末だったと思えます。まだ決算といいますか、最終的な出納閉鎖になる前でありますから、いってみれば決算の状況を見ないうちにある意味では議会には報告をしたという流れになろうかと思えます。そういった意味で、我々とすれば、しっかりそこら辺の報告については、信頼関係はこれは大事にしていかなければならないというふうに思っておりますので、まさに車の両輪としてこれからしっかり議会と執行部とがやっていけるように、町民

の信頼に応えていきたいというふうに考えております。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今のが私は信頼関係を崩すもとだと思うんですよ。今回の事件は、四百何人のところは700人報告して、それぐらいの差が出たとは10月の時点で大体財政が計算をしてわかっておるわけですから、正確な数値を言えっていうんじゃないです。こういう差が出たから、交付税の是正措置っていうのは、3年に一遍とか何とかいってます。それがずっと小さい数値はずっと是正していくんでしょけれど、大きい数字だと予想されたときには、さっさとやっていくのが信頼関係を保っていく筋じゃないですかということです。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） よく理解できました。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 行政報告について1点質問させていただきたいと思います。

先ほどもありましたけど、佐賀の防災キャンプとそれに伴う訓練ですね、合同でやられた訓練ですけれども、今回、総務課と教育委員会との合同というふうに、それぞれ単独のものかもしれませんけれども、一部合同でやられたということで、それぞれの課、まだ終わって数日、期間はそんなにたっていないですから、まとまってはないかもしれませんけれども、実施をされて、実際にやられた上で、それぞれのキャンプ、防災訓練、それぞれについての評価ですね、今出ている評価とそこから見えた、実際にやられて見えた課題っていうのがもしあればお答えいただけたらなと思います。

防災訓練、防災に関することってやりゃあやるほど本当に悲惨で、本当に大変なんですよ。中川さん言われたとおり、これで終わりっちゃうことはない。講演会の中でもどのレベルのお話をするかで。この前、僕が消防団で基礎教育受けさせてもらったんですけど、本当もう目を覆いたくなるような悲惨な映像、動画とか話、もう涙がとまらないような。やっぱりそれぞれ子供には子供、大人には大人、それぞれに対して、そのときのレベル、その人の経験値とかに合わせてできることっていろいろあると思うんです。僕も参加、夜はちょっと泊まれなかったんですけど、参加させてもらって、子供たちが確かに心マッサージとかってすごく体重が軽い子供からしたらすごく大変なんですけど、そのときに蘇生の器具が正常に作動、自分がした、1回でもできたときの喜んだ顔、実際は倒れてる方に心臓マッサージするのに喜ぶ情なんてないですよ。恐らく皆さん心肺蘇生とか経験、訓練のほうされて、実際にされたことがある方っていうのは本当ごくごく少数だと思うんです。僕、数年前に直接実際にあって、その本当数カ月前に訓練を受けておるのに十分できなかったです。助けることできなかったです。すごく悔しかったです。ある防

災関係のトップの人と話したんですけど、今度AEDの知ってるんかっていう話をしたら、「ああ、わしゃ5年前、やっちよるけえ、できるから」。やっぱり、それぞれのその人のタイミングで何が一番どういった内容がいいかっていうのは変わってくると思うんですよね。この前、消火器、重たいのを一生懸命もって運びよったです。すごいこまい子がね、やっぱりできた後の「あ、私でもできるんだ」という感覚っていうのはすごく大切だと思うんです。

ちょっと個人的な話をして申しわけなかったです。それぞれの課のそのの評価と見えた課題をお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 総務課の担当といたしましては、防災訓練のほうでございまして、当日、日曜日の朝、午前7時から集まっていたきまして、それぞれの田名児童館、そして佐賀小学校、そして尾国の農村広場というところで、地元の消防団員からミニ講習会をいただきました。それが済んだ後に、午前8時半から佐賀小学校において体験型訓練ということであったんですけども、私は佐賀小学校に7時前ぐらいに行きましたら、既に7時前に避難訓練と称して集まった人とかもいらっしゃいました。ただ、そういう意識もあるのかなというところで、そのときには、当初、佐賀小学校に予定していた人数が70名ぐらいの予定が倍以上の150名ちょっとぐらいの人数が、全体的には300名近くの方が避難訓練をしていただきました。

また今後、自治会長さんに説明をしたように、また集まっていたきながら、そういった反省会も開きたいと思っておりますけども、今現在よくお聞きしているのは、開会の8時半から行事があったけども、最後終わりの集まりがあってもよかったねというお話も聞いておりますので、また、今回は教育委員会との合同でしたので、うちが邪魔をしちゃいけないかなというところもありましたので、ちょっと遠慮がちにやっておりましたけれども、またこちらが主催になった場合には、そういったことで考えていきたいと思っておりますし、いろんなまた御意見も今後お聞きして、それをまた生かしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 教育委員会部分の評価ということですけども、子供たちに感想を書いていただいております。ほかの方にも書いていただいたんですけど、その中の幾つかをちょっと紹介させていただいて、評価というふうな形とさせていただきたいなと思っております。

小学生のほうでは、たくさんいろいろあったんですけど、大きく分けると4点ぐらいかなというふうに感じています。

1つは、子供がこう書いておりましたけど、「我慢、笑顔、協力を学んだ」、これは避難所生活ってことですけど、まず一番に我慢が来ちよるんだなとまずそれを見ながらすごく思ったんですけど。そして笑顔と協力で、実際に私もそこで見ておりましたけど、それから話も聞いておりましたが、避難所生活をするっていうことは、本当にそこにきっちりしたルールがないと大人同士でも大きなけんかになっていく。いわゆる本当にこの場って地域づくりと一緒にんだなっていうのをすごく感じました。いわゆる地域づくりは我慢っていうわけじゃありませんけれど、そういった協力体制をどうつくっていくかっていうのは、本当にいい体験にはなったのかな。実際に、そこで講話の中のお話も、避難所生活の中で通路を1本つくるかつからないかで随分避難所の生活はレベルが変わっていくんだっていう、通路がないともうそれはいろんなところを歩いていきますから皆さんの迷惑になっていって、頻繁にけんかが起こる。いわゆるルールを1本決めることがすごく重要なことであるっていうお話もありました。そういったことも、子供たち実際に感じてるんだなというのを感じました。

それから、「避難生活の大変さがわかった」っていうのも2つ目にあるのかな。やはりいろいろ、痛いところで寝なきゃいけないとか、自由に遊べないとか、それはもちろんあると思いますが、そういうことがあります。

3点目に、いろんな講話の中でも、随分すごく感銘を受けたかなと思ったのが、自衛隊の人の実際の場面でのお話をいただいた。2名の方の自衛隊の人のお話をということで、私はそこは聞いていないんですけども、実際に熊本のほうに行って、1名は地元の方だったらいいですけども、熊本のほうに行って、その場に立ち尽くしてしまったと。その後、茫然としていて自分の行動がわからなくて、同僚の方から肩たたかれて行動を指示されたというようなことで、初めて動きがとれるようになりましたっていうようなことでした。そういったことを実際に感じて、そういう場面に遭遇するんだなっていうことを実感したというようなことがあったかなと思っております。

それから4点目が、給水車の体験で、水が使えない不便さっていうのをすごく感じた。もちろんトイレのこともあるんですが、重い水を運ぶということがすごく大変だったっていうのを随分いろいろ感想を書いておりました。子供ながらにいろいろ、子供の力じゃ大変なことも多いんでしょうけれども、その大変さっていうことが本当の災害の中では感じることなので、それに対する備えをしなきゃいけないんだなっていうのは十分感じてもらえたのかなと思っています。

これを受けて、これからもずっと続けられるわけじゃございません。この宿泊体験っていうのは、今年度いろんな方々の協力のもとにできておりますので。ただ、それぞれの部分部分は、すごくこちらとしてもいいデータが取れたと思ってますので、それぞれの体験の内容であるとか、あるいは講話のときにはこういう人にしてもらったらいいのかなっていうようなものをそれぞれ

の普段の学校生活の中にも生かしていけるといいなというふうに感じています。以上です。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を4時25分といたします。

午後4時13分休憩

午後4時25分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に提出議案に対する質疑に入ります。

まず議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から議案第4号平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第5号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第6号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算の認定についての質疑を行います。一般会計の歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を受けていきます。特別会計は会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。歳入に入る前に、決算全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

それでは、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次の歳出は款ごとに質疑を行います。

まず、議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費については一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成27年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成27年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成27年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平成27年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から報告第11号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月6日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第33委員会付託を追加いたします。

日程第33. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第33、お諮りいたします。議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から議案第6号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの件及び認定第1号平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号平成27年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号までの件及び認定第1号から認定第9号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

○議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月16日午前10時から行います。

午後4時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 松 本 武 士

署名議員 村 中 仁 司

平成28年 第4回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成28年9月16日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成28年9月16日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 認定第1号 平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成27年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成27年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成27年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議員派遣について

日程第19 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 認定第1号 平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成27年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成27年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成27年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議員派遣について
- 日程第19 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

出席議員（12名）

1番 長岡 浩君 2番 中本 敦子さん

3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 湊上 正博君	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 村井 泰行君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			岡村 茂樹君
総合政策課長補佐			池田 真治君

午前10時00分開議

○議長(福田 洋明君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 認定第1号

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

日程第15. 認定第8号

日程第16. 認定第9号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から日程第7、議案第6号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第8、認定第1号平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第9号平成27年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を議題といたします。

これより、所管委員会における案件の審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。
河藤泰明総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成28年9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました案件を、9月12日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。審査の結果は、お配りした資料のとおりです。

それでは、主だった審査経過を報告いたします。

議案第1号、歳入全般では、27年度普通交付税の錯誤措置に連動している補正計上額の詳細についての質問がありました。執行部から、27年国勢調査による人口減がどう影響するか不透

明な中で堅く見積もった当初予算上での普通交付税の計上であったが、算定上、全国平均よりも高い人口減少率に対する手厚いプラス措置もあり、錯誤分との合算では2,100万円余りの減額補正となったこと。27年度普通交付税の錯誤措置額は、間違いなく6,676万円であること。また、追加計上している繰越金の中身は、一般財源であることから特定はできないが、錯誤措置分の一部も含まれていることなどの説明がありました。

歳出の所管事項については質疑はありませんでした。

討論においては、「入りをはかる」という予算の基本に沿った見積もりを行うよう奮起を促してきたが成果が見られず、そのスタンスに疑問があり評価できないとする反対討論がありました。また、議案第2号の国保会計で反対討論を行う絡みから反対とする討論もありました。

議案第2号では、一般質問で答弁のあった、国保税と医療費の計算の再説明を求めるものと、当面の医療費動向についての質問がありました。今年度で保険税を1人1万円下げる試算を行うと、25年度赤字決算時の収納額をも下回る減収となってしまうこと。また、直近の医療費は前年同時期を上回っている状況に加え、高額ながんの特効薬が厚労省で承認されたことが、医療費請求額に大きく影響する懸念があるとの説明がありました。

討論では、国保会計は、先に反対討論を行った一般会計から繰り入れを行う関係にあることを理由とするもの。また、保険税引き下げ要求にかなう答弁がなかったことを理由とするもの。2つの反対討論がありました。

議案第4号から議案第6号については、質疑はありませんでした。

認定第1号中、歳入全般では、寄附金の一般・特定の分類について質問があり、ふるさと納税は一般寄附に含まれ、要望に基づいた特定寄附は2件あったとの回答がありました。また、決算書の中でふるさと納税の額がわかるようにできないかとの要望がありました。

地方交付税については、わかりやすい町政という観点から、錯誤判明時に財政基金に繰り入れ、処理の際に同額を一般会計に繰り入れて補う処理は考えなかったのか、また、錯誤があったことについてなぜ附属資料で触れていないのか、との質問がありました。金額が多額かつ確定していなかったことから、国・県と協議しながら進めた方向性であった。98条調査や監査委員への説明の対応を行ったが、附属資料で触れなかったことは今後の反省点としたい、との回答がありました。さらに、財政指標の好転をどう理解するかについて質問があり、多額の錯誤のある中で、普通交付税・地方消費税がふえて好転したこと。将来負担比率・実質公債費比率は錯誤を除いた試算では、それぞれ15.1%、171.9%となることなどの説明がありました。

歳出に移り、総務費、総務管理費、一般管理費の自治会活動費交付金に関して、自主防災組織の向上策に関してどう考えているかとの質問がありました。町なかでアパートのある自治会などは、自主防災組織になかなか理解をもらえないが、いざというときに助け合いができるよう、加

入へのPR活動をしていくとのことでした。

また、ここでの負担金補助及び交付金の不用額が多額である理由は何かとの質問があり、自治会活動費の執行残とあわせ、コミュニティ協議会が未設立であった佐賀地区・曾根地区分の地域元気づくり交付金未執行によるものであるとの説明がありました。

企画振興費では、ふるさと納税に対する報償費について、寄附金額・件数とも伸びている中、返礼額が見込み額に達しなかったことをどう理解したらよいかとの質問があり、寄附額に応じた返礼品を必要としない方もいたとの回答がありました。

交通安全対策費では、ガードパイプや外灯など、全体的な整備計画を住民に示す取り組みをされているかとの質問があり、申請自治会に対しては実施予定など、理解を得ながら進めているとのことでした。

民生費、児童福祉費、児童環境づくり推進事業費では、子育て情報発信のデジタル化について評価する意見がありました。

消防費では、消防施設費の消火栓設置負担金の内容に関し、要望による住宅密集地への設置は可能かとの質問に対して、計画上充足しており新規は難しいが、このたびは老朽管布設替えの際に安価に実施できたものであることの説明がありました。

討論ではまず、普通交付税の錯誤に関し、間違いの訂正の大原則である、時間を置かない適切な処理と、住民へのわかりやすい情報提供がされなかったこと。配布したハザードマップに一部欠落があった事実から、全町的な視野に立って、事務の公平・公正・誠実な執行について再考されたいこと。決算報告は住民に説明できる内容であってほしいということ。この3点を挙げ、反対討論がありました。また、27年度当初予算時の国保税引き上げに際して申し入れた、基準外繰り入れがされなかったことでの反対討論もありました。

認定第2号では、国保税の支払いができない方への対応について質問がありました。納税相談により事情をよく把握し、折衝後の納付状況から資格証明書や短期保険証の交付を判定しているとの回答がありました。

討論では、認定第1号と同様に、被保険者だけにかぶせず基準外繰り入れを行うべきで、町民の生活と命を守るという面から納得できないとの主旨の反対討論と、一般会計から繰り入れを受ける会計であることを理由とした反対討論がありました。

認定第6号では、介護保険料の支払いのない方への介護サービスや費用などについて質問がありました。督促・催告も行って安易に不納欠損処分をせぬように努めていくが、支払いがない場合、費用が一旦全額負担となるなどのペナルティが課せられるため、分納などの方法によりできる限り支払いをお願いしていくとの回答がありました。

また、特別会計は繰り入れを受けて成り立つ会計であり、一般会計に反対している立場から反

対するとの討論がありました。

認定第7号、認定第8号については、質疑はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 松本武士産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（松本 武士君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成28年9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました案件を9月13日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。審査の結果は、お配りしている資料のとおりです。

それでは、主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、農業費の佐合島の土地改良事業について質問があり、災害により町道に被害が出た際に行き来できるよう生活道としての整備をし、合わせて船着き場の改良も行うとの説明がありました。

また、負担金、補助及び交付金の農免農道整備事業について、イノシシののり面被害対策に関する質問があり、今回は盛土ののり面に被害が出ているため、原形復旧ののり面整備を行うこと、金網を敷くことも検討していたが費用や維持管理の問題があるため原形復旧で考えているとの回答がありました。

教育費では、幼稚園と図書館の今後の人員配置について質問があり、幼稚園では9月より急遽体制を組みかえ対処しているが、来年度には元の人員配置ができるよう希望したいとの回答があり、図書館については、正職員配置が館長のみとなり、図書館のあり方について十分検討し適切な人員配置を求めたいとの回答がありました。

災害復旧費では工事負担金が発生した経緯について質問があり、町道尾国阿月線で崩れている箇所があると報告を受け、柳井市と現地確認をし、行政界の標識の位置から柳井市側で対応することになったが、標識の位置が地籍とずれており平生町側だと判明し対応することになった。費用は柳井市と協議し、負担金で支払うとの説明がありました。

議案第3号については、質疑はありませんでした。

認定第1号中所管事項について、歳入では質疑はありませんでした。

歳出については、労働費、福祉対策費の負担金で柳井地域シルバー人材センターの経営状況について質問があり、ほかのシルバー人材センターより公共発注が少なく経営的にかなり厳しくなっており、独自事業で収益を上げ、事務費の削減等に取り組んでいるとの説明がありました。

農林水産業費では、中山間地域振興事業費の減額理由について質問があり、中山間地域直接支払制度が第4期対策になり、国の採択条件が変わったことが大きな要因だが、高齢化や鳥獣被害の増加により耕作をやめた集落があり、面積が減ったためとの説明がありました。

また農業振興費では、タケノコの流通、タケノコのイノシシ被害について質問があり、竹繁茂対策で竹林整備を行う中で、タケノコの生産を支援しているが、JA南すおうが集荷を始めたことで流通環境が整ってきたこと、タケノコのイノシシ被害はかなり出ており、対策をしていきたいとの回答がありました。

また、伝承の土づくり推進事業の予算をあまり執行していない理由について質問があり、特産品センター協同組合が推奨する有機肥料の購入支援をする中で、JAと協議をしていなかったため、在庫の品不足で必要量購入できなかったとの説明がありました。

ハートピアセンターと特産品センター交流室については、アイデアを出して利用促進・有効活用する要望がありました。

水産業費では、アサリの母貝団地造成事業について質問があり、27年度は生産量が185キロ、販売量が170キロで、海の水質もよくなっていること、アサリは食害を防ぐため網をかけて育成しているとの説明がありました。

土木費の道路橋梁維持費では、地区の道や水路に支障が出た際の対応について質問があり、以前は住民が対処していたが、空き家等の土砂・草などによる支障は道路作業員が対応しているとの回答がありました。

教育費では、教育総務費のスクールソーシャルワーカーについて質問があり、教育相談会を月1回開催していること、家庭的に心配される要因がある場合は、教育委員会を通じてスクールソーシャルワーカーにつなぐというシステムも構築しているとの説明がありました。

小学校費では、パソコンの台数と賃借料について質問があり、平生小学校に通常のパソコンが24台、佐賀小学校に29台、両校にサーバーのパソコンが1台ずつあり、そのリース料であるとの説明がありました。

中学校費では、つばさ保育園の交差点の川の上流の清掃について質問があり、学校の敷地側の環境整備については、便利屋さんや教職員で行っているとの説明がありました。

社会教育総務費の委託料では、土手町南蛮樋の木材保存の意義・目的について質問があり、文化財である南蛮樋を解体した際に出た木材を県が調査した結果、改築当時の古い木材と判明したことから、長期保存するため2年間かけ保存作業することになったこと、作業後は歴史民俗資料館に展示するとの説明がありました。

また、炭焼き窯の今後について質問があり、窯の管理者から窯の老朽化と会員の高齢化により継続が難しいため町へ返還すること、今後の管理については総合政策課と協議していくとの回答がありました。

さらに講師の報償費について質問があり、学校支援コーディネーターの謝金や、人権推進協議会の報酬なども含め、講師としてきた人への費用であるとの説明がありました。

保健体育費では、委託料の赤子山登山道整備が環境整備ではなく保健体育費にある理由について質問があり、登山が体力づくりに関連するため保健体育費にしていること、利用者増加に向けコミュニティ協議会とも連携をとっていくとの回答がありました。

保健体育施設費では、テニスコートの使用料について質問があり、個人の小中学生の使用料は100円であるとの説明がありました。

また、スポレク公園の管理では草刈り後にイノシシが掘り上げているので草を撤去することは可能かとの質問があり、草刈り後の対策は検討していくとの説明がありました。

さらに、防犯カメラの今後について質問があり、必要な箇所があれば設置していくとの回答がありました。

認定第3号では、不用額について質問があり、国の補助事業で委託料と工事請負費があること、最終的に一括で補助を受け、委託料は事業確定をしているが、最後の調整を工事請負費で行うため、3月補正での精算が難しいことから不用額になるとの説明がありました。

認定第4号、認定第5号及び認定第9号については、質疑はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、議案第1号から第4号に対する反対討論の発言を許します。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 議案第1号から議案第2号、議案第3号、議案第4号までの反対の立場から討論とさせていただきます。まず、議案第1号に対して反対の立場から討論をいたします。

実害があつてからでは遅いのであえて苦言として申し上げます。また、一層の奮起を促す意味からも、このたびの補正予算は平成27年度の繰越金の処理に関し、公金としての扱いに慎重さを欠くと判断し、評価できないことを申し上げて反対の立場から討論をさせていただきます。

このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ2億7,186万2,000円を追加し、予算総額を51億5,186万2,000円と定めるものです。

追加とする2億7,186万2,000円のうち、1億7,584万円は平成27年度からの繰越金であります。9月議会は交付税の確定に伴う措置と決算に係る繰り入れがなされる補正予算を主に審議する議会でもあります。

平成27年度には普通交付税に係る基準財政需要額の基礎数値に誤りがあり、6,776万円

が過大に交付税措置されていることが平成27年9月下旬に判明をしておりましたが、県を通じた国との協議に時間がかかったことを理由に、このたびの交付税で錯誤措置が行われています。

補正予算審議の中で、平成27年度からの繰越金1億7,584万円のうちの錯誤分はいくらかとの質問に対し、昨年の9月議会で平成27年度分の交付税の決定額を踏まえ、補正予算として一部は財政基金に積み立てをしている、また、交付税は一般財源であるため、この繰越金の中身を特定しきれないとして繰越金1億7,584万円には錯誤部分の一部は含まれているとの見解を申されました。

確かに、お金には色がついてないのでわからないのですが、そう説明される根拠は全て後追いのたまたまの結果ではないでしょうか。

平成27年9月議会補正額2億2,463万9,000円を追加補正する際の説明を振り返ってみますと、財政基金へ1億7,806万の積み増しを理由に、基金の復元を図るとして、平成26年度の実質収支額1億6,300万の2分の1プラスできるだけの交付税追加分、この時の補正予算額は3,705万9,000円でありました。この追加分を確保し、合計で1億7,806万円の積み増しをする。この結果、財政基金の総額は3億974万円になるという説明がありました。

交付税措置は国のルールではありますが、返すべきお金が発生するならば備えるべく対策を講じるのがマネジメントであり、経営であります。説明すべき時期を逸すると、不信感が先走ります。約1年近くその報告自体を先送りされたことは、公金としての扱いに慎重さを欠いた処理と判断をいたします。

このたびの錯誤に係る財政的に実害がないのが幸いなことです。実害があつてからでは遅いのであえて苦言として申し上げさせていただきました。また一層の奮起も期待いたしますが、このたびの補正予算は、27年度の繰越金の処理に関し、公金としての扱いに慎重さを欠くと判断し、評価できないことを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

議案第2号から議案第4号まで、これらの特別会計は一般会計から繰り入れを成す会計でありますので、今申し上げたことを理由にこの特別会計についても補正予算は反対の立場からの討論とさせていただきます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 次に議案第1号から第4号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありませんか。 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） それでは反対討論をさせていただきます。さきほどの委員長報告と重複するところがあるかもわかりませんが、よろしくお願いをいたします。

平成28年第4回平生町議会定例会議案に対して平成28年度平生町一般会計補正予算、平成

28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算に対して反対をいたします。

反対理由といたしましては、一般質問でも述べましたが、今回の国民健康保険事業に対して1億を超える繰越額に対し、町民の皆様方の強い要求でもあります保険税の引き下げについて、要求に叶う答弁はありませんでした。私は少しでも町民の皆様方の要求に耳を貸すべきではないかと思えます。

よって、一般会計補正予算につきましては、繰出金の関係で反対をさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論はありませんか。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 議案第1号、議案第2号について賛成の立場から討論をさせていただきますと思います。

先ほどお二方より反対討論がありましたけれども、特に最初の反対討論に対しては事実であると私も認識をしております。その中にありました、多額の錯誤があったにもかかわらず、事実として数字の間違ひがありました。ミスもありました。しかし、今回の補正予算では、直接の実害のない予算を計上させて議案として提案をされていることも非常に評価をしたいと思えます。皆様、そういった理由から賛成をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第1号から第4号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第5号及び第6号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に議案第5号及び第6号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第5号及び第6号に対する討論を終了いたします。

続きまして、認定第1号から第9号に対する反対討論の発言を許します。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは認定第1号平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第9号平成27年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定まで、反対の立場から討論をいたします。

まず、認定第1号平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について、先ほど議案第1号でも反対の立場から討論させていただき、重なることもあると思いますが、改めて反対の立場から討論とさせていただきます。

平成27年度の決算について、まず財政健全化判断比率の改善、財政基金への積み増しの努

力は大いなる評価をいたしますが、評価をする以上に認定できない理由を今から3点上げ、反対の立場からの討論とさせていただきます。

まず1点、マネジメント、経営がなされていないということ。2点目、公平・公正・誠実な事務が遂行されていないということ。3点目、錯誤について決算で報告されていない。以上の3点について、それぞれ説明をさせていただき反対の立場の討論とさせていただきます。

まず1点目、マネジメント、経営がなされていない。なぜマネジメント、経営がなされていないのか。なぜ平成27年度中に交付税の錯誤にかかわる備えがなされていなかったのか。わが町としてどうすべきかの検討がされず、国との協議に県を通じるものとして、日和見、他人事としていたため時間がかかっていたのではないかと私は推測をいたします。これは危機管理対策にも通じるものがあるのではないのでしょうか。わからなければ、説明責任というものは先送りできるのでしょうかとも判断をいたします。

みずから主体的に情報は公開するというスタンスには明らかに欠けているとも判断をいたします。協働の取り組みとして、住民にはみずからの行動を求めながら、わが町としては、国、県にどうすべきかお伺いを立て、結果がでないと対応が取れないという理由では、主体性、自立性に欠けているのではないかと。住民との信頼関係を果たしてこれで構築をできるのだろうか。非常に不信感を大にいたします。

また、審議の中でも財政基金へ積み増しをしているという答弁は、残高、27年度末の財政基金の残高は3億7,022万8,699円でした、を確認すれば確かに推測もされます。しかし、先ほども申し上げましたように、これは全て後追い、全くたまたまの結果であるのではないのでしょうか。繰越金、財政基金の中身はそうかもしれない、また一部は含んでいるというような回答では、まさにマネジメント管理、経営がなされているとはいえません。

錯誤判明後としても27年12月議会に763万2,000円、28年3月議会には5,285万5,000円を財政基金へ積み立てをされています。しかし、追加補正理由として、このとき錯誤に係る説明は全くありませんでした。

2点目、公平・公正・誠実な事務が遂行されていない。なぜ、そう思うのか。27年度、ハザードマップを作成されています。各世帯へ配布をされていますが、佐賀地区では居住地区の欠落したハザードマップが作成され、配布をされています。これは本当に公平・公正・誠実な事務が遂行されているとは、とても評価できません。

3点目、錯誤について決算で報告されていない。なぜ、報告できないのでしょうか。決算に当たり記述が全くありません。確かに、財政の実害は確かにありません。しかし、年度当初の歳入根拠の間違いにもかかわらず、なぜ年度中に説明をされないのか。住民に正確な情報を伝えるという使命はどこに消えたのか。まったく評価ができません。

最後に今一度申し上げます。27年度の決算については財政健全化判断比率の改善、財政基金への積み増しの努力、これには評価をいたしますが、それ以上に評価できない点を3点挙げて反対の立場からの討論とさせていただきます。

認定第2号から認定第9号まで、それぞれの特別会計は、一般会計から繰り入れを成す会計でありますので、一般会計歳入歳出決算に反対する立場から、それぞれの特別会計は反対とさせていただきます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 次に認定第1号から第9号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありませんか。中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） それでは認定第1号について、反対討論を行います。予算に基づく決算はあくまでも町民のために施行したもので、町民にもわかりやすく見える化に努め、誠実で公正・公平な事務処理の遂行に努力すべきです。錯誤処理にあまりに時間がかかりすぎます。これらを考え合わせ、認定に反対です。議員の皆さまにおかれましては何卒適切なる御判断をいただきますようお願い申し上げます。反対討論を終わります。

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありませんか。淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） 反対討論をさせていただきます。認定第1号平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算、また、認定第2号平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に反対をいたします。

反対理由といたしましては、平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計決算の認定については、平成27年度の予算時、保険税の引き上げのとき、被保険者だけに負わせるのではなく、基準外繰り入れもすべきだと申し上げました。これは聞き入れられませんでした。これは今でも滞納者が減らない中、これから短期健康保険証資格証明書の発行がますますふえることが懸念をされます。また、地方自治体の役割として、町民の命と生活を守るという面からみても納得ができません。この議案に反対することにより、平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定については、繰り出金の関係で反対をいたします。議員の皆様方におかれましては、慎重にお考えの上、御同意くださいますようによろしくお願いを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で認定第1号から第9号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。議案第1号を両委員会に分割して付託した結果、総務厚生常任委員会は否決、産業文教常任委員会は可決との報告であります。

したがって、議案第1号は原案についての採決といたします。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を採決いたします。議案第2号に対する委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第3号平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算を採決いたします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第3号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第3号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算を採決いたします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第4号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第6号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、認定第1号平成27年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第3号平成27年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第5号平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第6号平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第7号平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第8号平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第9号平成27年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

日程第17. 同意第1号

○議長（福田 洋明君） 続きまして日程第17、同意第1号平生町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

去る9月5日に御提案を申しあげました議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議を賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げたいと思います。

そしてただいまは、予算4件、条例2件、認定9件につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後、間もなく下半期に入ってまいりますので、事務事業の進捗に注意を払いまして、行政の適正な執行に努めて、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは、同意第1号平生町教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

今回、9月30日で任期が到来いたします教育委員は村川真弓氏でございます。

村川さんにおかれましては、平成24年10月から1期4年間、当初は保護者を代表する教育委員として、教育、文化の振興に多大な御貢献をいただき、その職責を果たしてこられました。

保護者ならではの視点を含め、教育委員会会議等におきまして、貴重な御意見を数多くいただくとともに、学校や各種地域行事にも積極的に参加されるなど、精力的に活動されているところでございます。

また、現在平生町子ども会育成連絡協議会会長を務められ、本町の子ども会活動の活性化、発展に尽力されておられます。なかでも、子ども会事業として、文化財マップづくりに取り組まれ、子供たちの地域を愛する心の醸成に大きく寄与されております。

この間、平生中学校PTAの副会長を初め、平生町社会教育委員協議会委員、青少年育成町民会議役員、音楽協会役員、平生まちむらコミュニティ協議会事務局長等を歴任され、学校教育、社会教育のみならず、まちづくりにも積極的に携わられるなど、幅広く御活躍されておられるところであります。

これらの豊富な経験を踏まえた深い識見を生かし、教育行政のなお一層の推進に御貢献いただけるものと確信をいたしております。

健康面におきましても、大変お元気で、十分職責を全うしていただけるものと考え、再度任命をいたしたいと存じます。

村川さんの主な経歴につきましては、議案に添付いたしておりますので、御参考に供していた

だきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたように、村川氏は教育委員としての識見を十分に備えておられ、適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、町議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、同意第1号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより、同意第1号を採決いたします。本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

日程第18. 議員派遣の件

○議長（福田 洋明君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第19. 委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（福田 洋明君） 日程第19、委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたしま

す。会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長、及び議会運営委員長から、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成28年第4回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明